

平成 27 年 第一回 八丈町 議会 定例会 会議録

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 27 年 3 月 26 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第 15 号 平成 27 年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 16 号 平成 27 年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算
- 第 5 議案第 17 号 平成 27 年度八丈町水道事業会計予算
- 第 6 議案第 18 号 平成 27 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第 7 議案第 19 号 平成 27 年度八丈町病院事業会計予算
- 第 8 議案第 20 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 21 号 教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 22 号 八丈町保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 第 11 議案第 23 号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例
- 第 12 議案第 24 号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 13 議案第 25 号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 14 議案第 26 号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 第 15 議案第 27 号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 28 号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 29 号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例
- 第 18 議案第 30 号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 31 号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例
- 第 20 議案第 32 号 底土船客待合所八丈町交流施設設置条例

- 第21 議案第33号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第34号 八丈町貸切自動車条例
- 第23 議案第35号 八丈町給水条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第36号 八丈町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第25 議案第37号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第26 議案第38号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第27 議案第39号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第28 議案第40号 神湊港港湾区域内の公有水面埋立てについて
- 第29 発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第30 発議第2号 「手話言語法（仮称）」の早期制定に関する意見書
- 第31 承認第1号 議員の派遣について（平成27年度東京都町村議会議員講演会）
- 第32 承認第2号 議員の派遣について（平成27年度要望活動）
- 第33 承認第3号 議員の派遣について（小笠原親善訪問）
- 第34 承認第4号 議員の派遣について（平成27年度行政視察研修）
-

出席議員（14名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
11番	山口英治君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也 君	副町長	持丸 孝松 君
公営企業 管理者	關村 三男 君	教育長	佐藤 誠 君
消防長	瀬筒 穰 君	総務課長	山越 整 君
企画財政 課長	佐々木 眞理 君	課長補佐 (企画 財政課)	菊池 正勝 君
稅務課長	奥山 勉 君	主幹 (稅務課)	川上 明和 君
住民課長	佐藤 眞一 君	福祉健康 課長	笹本 重喜 君
課長補佐 (福祉 健康課)	高野 秀男 君	建設課長	八洲 進 君
主幹 (建設課)	菊池 良 君	産業観光 課長	奥山 拓 君
主幹 (産業 観光課)	笹本 博仁 君	企業課長	沖山 昇 君
病事 務院長	和田 一宏 君	教育課長	福田 高峰 君
會計課長	浅沼 清 君	代 表 監 査 委 員	浅沼 孝彦 君
住 民 課 係	菊池 拓 君	住 民 課 係	浅沼 洋介 君
医 療 年 金 係	沖山 美智 君	住 民 課 係	浅沼 洋介 君
福 祉 課 長	沖山 美智 君	企 業 課 長	大澤 知史 君
健 康 係	沖山 美智 君	企 業 課 長	大澤 知史 君
厚 生 係	沖山 美智 君	企 業 課 長	大澤 知史 君
企 業 課 長	桜庭 郁也 君	病 院 管 理 係	小宮山 努 君
水 道 係	桜庭 郁也 君	病 院 管 理 係	小宮山 努 君
病 院 業 務 係	佐々木 まなみ 君	病 院 管 理 係	小宮山 努 君

事務局職員出席者

事務局長	浅沼 房徳 君	書記	高橋 太志 君
書記	葛馬 仁道 君	書記	土屋 巧 君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成27年第一回八丈町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、2番、3番を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第15号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） おはようございます。

書類番号9番の緑色の次のページになります。緑色の次のページ、1ページをお願いいたします。

後期高齢の次になります。よろしいでしょうか。

議案第15号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

平成27年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,383万8,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款の項目を中心に説明させていただきます。

1款国民健康保険税2億8,908万9,000円。2,329万2,000円の減。1目の一般と次ページの2目退職者の保険税ですが、双方とも減となります。一般の対象者の収納率は1%アップの94%に定めましたが、対象者数が前年比140人減の3,660人に減ったためと、税軽減措置対象者が増えたためでございます。

なお、議会最終日に上程する国民健康保険税条例の改正後による高額所得者の賦課限度額の基礎賦課分の1万円加算、後期支援分1万円加算、介護分2万円加算及び低所得者に対する軽減措置拡充分による影響数値については、反映されてございません。

10ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1,000円、科目設定でございます。

3款国庫支出金2億8,275万8,000円。3,319万6,000円の減。社会保険や共済組合の保険者は、後に計上する前期高齢者交付金等の拠出増となるかわりに国庫や都支出金が減少することになるため、今年度は減となります。

下の11ページ、4款療養給付費等交付金3,713万5,000円。117万8,000円の増。サラリーマンや公務員共済出身者が退職すると国保に加入しますが、65歳になるまでの医療費等を前の保険者が負担するというので、医療費等の実績に基づいて診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金3億1,661万3,000円。6,340万5,000円の増。65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を加入率により各保険者で調整する制度により、加入率が上回る八丈町は、社保や共済等からの拠出により診療報酬支払基金から交付されます。

6款都支出金8,146万6,000円。1,143万5,000円の減。負担金と次の12ページに記載してい

る補助金となります。負担金は、区市町村が共同で実施する高額医療費共同事業に対して、都が4分の1負担する額と、特定健診の経費の一定額を都が負担するものです。

補助金のうち、1項の都補助金は、収納率等の成績による補助金額は反映してございません。他の町村と比較して、成績が上位の場合、今後の補正予算で増額となる可能性がございます。

2項の都財政調整交付金は、国庫支出金の減額同様に、社保や共済組合の拠出が増となるかわりに、都負担分は減となります。

7款共同事業交付金 3億5,279万9,000円。1億7,563万3,000円の増。

1目の高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超える高額な医療費が発生した区市町村の実績に基づき、国保連合会からその59%分が交付されます。

次のページの2目の保険財政共同安定化事業交付金は、市町村国保間の保険料平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から1件30万円を超え80万円以下の医療費について、各国保からの拠出金を財源として交付されておりましたが、27年度からは医療費の対象が30万円以上から1円以上80万円未満へと広がり、都道府県単位で負担を共有する制度へ変更になりました。そのため1億6,000万を超える大幅な増額となっております。

8款財産収入1,000円、科目設定でございます。

9款繰入金 1億8,396万3,000円。1,790万8,000円の増。低所得者に対する保険税の軽減相当額を公費で補填する1、2節の保険基盤安定繰入金のほか、3、4、5、6節までの項目は、法定で定められている一般会計からの繰入金ですが、7節の法定以外の繰入金が前年当初予算と比べ2,000万増となっているため、全体で1,800万ほど増となっております。

14ページをお願いいたします。

10款繰越金1,000円、科目設定です。

下の15ページになります。

11款諸収入 1万2,000円、次のページ、4項5目雑入までの12項目の科目設定でございます。

16ページ、一番下の行、歳入合計、本年度15億4,383万8,000円、前年度13億5,363万7,000円、1億9,020万1,000円の増となります。

続いて、17ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

歳出についても、款を中心に説明させていただきます。

1 款総務費3,261万5,000円。330万5,000円の減。総務費は国保事業を運営するための人件費のほか、事務費となります。

1 項の総務管理費と、次のページの2項の運営協議会に係る経費は一般会計から繰り入れられます。

20ページをお願いいたします。

20ページ、2 款保険給付費8億5,683万4,000円。2,100万円の増。過去2年間の医療費実績を勘案し、計上してございます。

飛びまして、23ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等1億8,505万円。1,243万1,000円の減、一人当たりの支援金の負担額は増となっておりますが、対象者数が減となったほか、25年度分の精算額により、当年度は町国保の負担額は減っております。

4 款前期高齢者納付金等10万5,000円。3万8,000円の減。

次の24ページをお願いいたします。

5 款老人保健拠出金1万1,000円、増減なし。

6 款介護給付費8,329万3,000円。1,262万6,000円の減。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の負担分として、社会保険診療支払基金に納付するものです。制度開始以来初めてとなる一人当たりの負担額の減少となりますが、27年度の介護報酬2.27%の引き下げのほか、介護保険の当初予算でも担当課長が説明申し上げましたように、1号保険者と2号保険者の負担割合が1ポイントの増減と見直しがされたため、第2号保険者である町国保の負担は減となっております。

25ページをお願いいたします。

7 款共同事業拠出金3億7,149万円。2億22万3,000円の増。歳入の項目でもご説明申し上げましたが、高額医療費による財政への影響の緩和や保険料の平準化、財政の安定化を図るための再保険のような制度への拠出金でございます。30万以上から1円以上の医療費に対象が拡大したため、大幅増となっております。

8 款保健事業費1,088万4,000円。3,000円の増。40歳以上の800人を想定した特定健診保健指導の実施に要する経費でございます。

26ページをお願いいたします。

9 款基金積立金1,000円、科目設定でございます。

27ページ、下のページをお願いします。

10款公債費1,000円、科目設定でございます。

11款諸支出金155万4,000円。262万6,000円の減。

次のページ3項の病院事業への備品購入分が減少するため、繰出金が減となることが減の要因となっております。

29ページ、予備費200万円、増減なし。

歳出合計、本年度15億4,383万8,000円、前年度13億5,363万7,000円、1億9,020万1,000円の増。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

歳入で13ページ、共同事業交付金の下のほうで、今説明がちょっとあったんだけど、課長から、ちょっとこれ詳しく説明してもらえますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ご質問のところ、保険財政共同安定化事業交付金ということでございますが、今まで1レセプト30万円以上80万円未満ということで、それを対象にして、例えば50万かかったとしたら、そこから8万円を引いて、その金額の59%分をみんなで共同で負担し合おうよと、平準化し合おうというような制度だったのが、今度はレセプト1円以上ということになりますので、8万円以上のやつはほぼ全部該当していくというような形に制度が変わるとということで、一応この目的としましては、我々のような小さい保険者のところにそういう中額といいますか、中高額の方の患者さんが多数いらっしゃった場合、町国保で1カ年でなかなかそのとき負担するのが厳しいということを都内の区市町村全部で負担し合おうよというような形で、そういう制度のもとに1円以上までということで下がったということでございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これは新しい制度だと思うんだけど、国のほうで、国保みたいなのは都道府県単位でやろうよという、そのはしりみたいなものと認識すればいいのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 都道府県単位は、今度は国保の運営ということで、それは平成30

年度からということで、それとはまた別の動きというような形でございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 歳入のほうなんです、11ページ、前期高齢者の交付金ってありますよね、課長。その対象が65歳から70歳、75歳までというふうにちょっと聞いたような気がするんですけども、俺が耳が悪いのか、前期高齢者というのは65歳からなんですか。65歳から75歳まで。

（「74歳まで」の声あり）

○11番（山口英治君） 74歳まで。これは、じゃ1割負担ということなんですか。

実はこれ、法律では多分2割負担になっていると思います。ところが、その交付金というのは、政治的何かのあれで1割負担になっていると思うんですよ。病院の支払い、その1割分の差額がこれ、交付金として来ていると思うんですけども、これ65歳からが前期高齢者なの、70歳から74歳までじゃないの。違ったのかな。65歳、私も対象になるのかね、もう。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 前期高齢者というのは65歳から74歳までの対象になります。今、11番議員がおっしゃった1割負担、本則のほうでは2割負担というようなのが、70歳以上74歳までの方は法律上はなっておりますが、今は71歳から74歳までの方は1割負担ですが、順次70歳になられる方は2割負担ということに変わってきてございます。それが26年度から70歳に……

（山口議員「26年度から変わったの」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 26年度から。当年度から70歳になる方は2割負担というふうに変わっております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） これはみんな、新人さんもいるので、前期高齢者とか、後期高齢者とか、なかなかわからないと思って質問したんですけれども、これというのは、要するに71歳から74歳までの方々の本来2割払うべきものが1割で済ませているということで、国保会計に国からの交付金というふうに理解してよろしいですか。違うのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） いえ、それとは違う形になります。前期高齢者が各保険者で偏在しているというような形を調整するための交付金ということなので、診療支払基金からの。その医療費にかかる分とかではございません。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） そういう意味じゃなくて、これは国策の話なんですよ。だと思えます。本来であれば、法では2割負担になっているべきものが2割負担になっていないから、国保会計がそれだけ痛むわけですよ。それで、それに対しての交付金として国のほうで面倒見てくれているのかな、前は2,000万円ちょっとぐらい、今にすると2,000ちょっとやっているけれども、違いますか。私の勘違いかね、それは。勘違いだったら、勘違いだと言ってください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） すみません。あくまでもこの交付金は2割を1割にしているための医療費の助成ということで……

（山口議員「医療費の助成じゃないんだよ」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） その分ではございません。各保険者の調整ということになります。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） そうなれば、その2割負担するべきものが1割負担しかしないという部分に対して、国保会計が痛むわけですよ。それに対して、これは国のほうのあれですよ。これに対して何の手当てもしないというわけですか。そういうふうに理解していいのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） すみません。その部分は国庫補助金で賄われているということです。

（山口議員「だからそれを教えてくれればいいんだよ」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） すみません。

（山口議員「それを言ってくればいいんです」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 申しわけないです。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） これは予算に関することなんだけれども、いわゆる繰上充用で今度もほら、均衡予算を組まなくちゃいけないと思うんだよね。実態が今、繰上充用の場合に、新人議員さんも初めてなんでね、国保会計の。実態として一般会計からどれぐらい出しているのか。

それで、30年度から国保のそもそもの骨格が変わるような話なんだか、実際それはどうい

うふうなプロセスの中で今からやっていくのか、そういうのもちゃんと教えてほしいんです。そして、町としての今後、国保会計に対する対応は30年度になればどうなるのか。今、博文議員からもありましたが、非常にそこは興味があるところなんですよ。

例えば繰上充用の問題にしても、もう限界ですよ。大体、国保の税収が3億あるかないかぐらいのものでしょう。3億まであったかな、これ。なかったぐらいで。それで繰上充用が今、3億超えているんじゃないのかな。町の一般会計から借りている金が。これ返済能力ないですよ。ここはどう見たって。そこら辺に対して、課長、どういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一般会計から24年度1億、25年度8,000万円、26年度補正予算で1億、27年度当年度で1億というような繰り入れを、これは法定外繰入ということで、法的に認められて、法定ではない例外措置として繰り入れされているという金額が、もう既に4億近くになるんですが、議員おっしゃるように繰上充用額3億4,000万が25年度でござい

ます。金額は、1億円の繰り入れをもってしてもなかなか減らない、減っていないというような状況で、単年度収支は要は1億円を超える赤字となつてございます。

議員おっしゃるように、平成30年度、都道府県化になるということになっては、当然東京都としては多分、この繰上充用、要は赤字累積分ですね、こちらのほうを解消しなさいよというような指導は来るのかなというふうに思っておりますが、まだ具体的なその指示といたしますか、指導も会議もございませんので、情報収集に努めて、わかり次第また議会の皆さんにご連絡したいと思います。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 要するに、課長、この状況を課長は危機的状況と見てそこに座っていらっしゃるのか、それとも、一般会計から幾らでも借りれるんだからいいんだというふうに見ているのか。

例えば東京都のあれになった場合、30年度に、その繰上充用の問題はというふうにして解決するのか。これはあくまで一般会計から借りているわけだから。これは理屈として見れば、一般会計に戻さなくちゃいけないの。これは特別会計だから。だから、それに対してというふうに対応していくのか、考えを、非常に私の場合、これは難しいというふうに思っているんだが、課長はこの問題を一体というふうに対処していくつもりなのか、平成30年

度までに。

前にもあった、もう本来は独立採算でやらなくちゃならない部分であるのだが、それは一般会計から支援もやむなしというような話も聞いたんだが、これは当然、一般会計から支援という形になるのか、そこいらは一般会計から、じゃ、一般会計に戻してやることのできるのか、それを聞きたいの。戻す考えがあるのか、ないのか。なかったらなかったで、いろいろ問題が出てきますよ。それについて聞いているの。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 現実問題として、構造的に赤字部分が発生するというので、一般会計へ戻すぐらいの余裕というのは、国保特別会計上はちょっと見通せないというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） じゃ、どうするの。見通せない場合どうするの。いやいや、課長に、まず課長の考えを聞いてから町長に聞かないと。手順を踏まないと。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一般会計からの助けがないと成り立たないというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） この問題はいろいろ、議論、けんけんごうごう、町の方向も右へ行ったり左へ行ったり、例えば企画財政課ね、課長、右へ行ったり、当初は、繰上充用は一般会計で面倒を見て、もうしようがないと方向転換したわけですよ、独立採算から。けれども、現実的に金額が大き過ぎて面倒を見るのが非常に難しいということで、またこの繰上充用みたいな形で課長、やっているわけでしょう、違いますか。一度は一般会計で全額見ると、繰上充用ゼロにするんだという方向で来たわけですよ。それが現実問題、非常に難しいから、今もまたこういう繰上充用の形で予算編成やっている。非常に苦しい話ですよ。そのことをちゃんと答弁で課長はしてもらわないとおかしな話になるんだ。

財政課長補佐、財政課長でもいいですが、この点について方向、今までの流れ。もともと国保特別会計で、これは独立採算でやるというのが原理原則だったわけですよ。それを大幅に踏み込んで、一般財源で見ると、面倒を見るということになったわけですよ。ところが現実的に、予算編成の中で1億近くもかかって、当初はある程度行くだろうと、その見通しが甘かったわけで、また元に戻ったわけですよ。そういうことじゃないですか、課長。もし財

政課長、説明ができるのであれば、してください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 議員おっしゃるとおり、当初は独立採算というのを我々はずっと守ってまいりました。

しかしながら、一時、たしか平成21年度においては赤字を補填しなければならないということで約8,000万ぐらいを入れたように記憶しております。その後も累積がだんだんたまっていくという中で、24年度から、これから先の見通しも含めまして、じゃ3年ぐらいあれば、その累積を何とかゼロにできるだろうという、滞納分は残しておいてということをやったんですけれども、やはり先ほど申しました住民課長の言うとおりの、構造的な部分がかかり毎年出てきているというのが我々も読めなかった部分もありまして、現在では3年間やってきたんですけれども、今とおりの、ご存じのとおり、累積が残ってしまったという現状がありまして、これについては町長と相談してやっていきたいとは申しましたけれども、実際のところは今どうしていくかは、まだ検討の段階でございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 国保会計と特別会計、一般会計とは別会計ですから。一般会計でもそも面倒見ること自体も、いろいろね、でも、やぶさかではないと。というのは、税収が3億弱なのに繰上充用がそれをはるかに超えているということ。本来この繰上充用というのは、税収の中をもつて戻すという話だったんだが、それが金額が1億円台のときはまだそれなりの、でも、今はとてもじゃないけれども、そういう話ができるような状況ではない。そもそもこの予算のつくり方自体がおかしいですよ。繰上充用に頼るということが。

それで、町長執行分にしてもこの問題は早期に。当然滞納の部分は別問題ですよ。滞納は滞納、あれは全く別。繰上充用というのは、もうこれも値上げももうできないと。国保の例えればお金にしても、東京都23区から見ても非常に高いと。だから値上げで対応できない。いろいろなことが出て、独立採算は無理だろうということで、こういうふうなやり方になったわけだから。そのことについて、課長、ちゃんと認識しておかないと。

あと町長にちょっと一つだけ。この問題について、一般会計からこれだけ繰り出しているということは、総合交付金なんかに大きな影響を与えるわけですよ。本来総合交付金とか、自主財源をこれに充てるということは、いろいろ財政が厳しい中で苦しいわけですよ。私が申し上げたいのは、財政は非常に厳しいと、一般会計の。それで今、連結決算ですよ。特別会計も一緒にやって、連結でやるわけです。それが10%近くまでいっているわけですよ。

財政が10%超えたら厳しいですよ。

そういう意味で、やっぱり総合交付金に頼らなければならない。この間ですか、総合交付金で見るとかなんとか、そんなのは自由に使えるお金の枠が少なくなるんですよ。結局これの自主財源を使う話になるわけですよ。そこで町長、やはりこの問題、30年度にどういうふうになるのか。方向性が見えればいいけれども、見えないところまでずるずる行ったら、本当に地方財政は厳しくなる一途をたどりますよ。毎年毎年、1億の金が均衡予算を組むために出ていくということは、恐ろしいことですよ。

だから、町長、この問題はお互い頭の痛い話で、財政課長もそういうことで、だから課長ね、そういう競争の認識を持っていただきたい。大変なんですよ、国保。危機感を持っていただきたい。町長、もしコメントがあれば一言。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） そういう危機感というのは本当に毎年、この数字だけで見ているとあれなんですけれども、非常に1億、当初予算にことしも1億出す。当初、財政課長が説明したように、3年で解消できるという計算をしたんです。ただ、3年で8,000万という数字、非常に厳しい、毎年一般会計でそれだけの充用をやるということは、それだけ負担になっております。

ただ、先ほど議員さんが言うように、国保会計は独立採算でもこれ以上値上げすればなおなお支払えなくなるという部分がありまして、ことしそういうことで、8,000万にしようか、1億にしようかという部分もありました。

やっぱり当初から1億出しても、まだ1億、繰上充用、あれはやむを得ない状況で繰上充用をやっていたわけなんですけれども、それが2億、3億になっていくということになっていくと、もう国保会計はやっていけない。そういうことで、やっぱり東京都でやるべきだということで、みんなでまとまってきたわけでした、そういう中で、滞納がどうのこうのという部分は抜いて、どうしても国保会計自体で赤字が出てきますので、やむを得ずやっているという部分で、やっぱり住民の方にもそういう部分を理解を得ながらやっていかないと、相当なこれは赤字補填をしなくちゃ、やっぱり東京都一括になるときは本当に大変だと思いますので、当初からことしは1億、一般会計からやむを得ず繰り入れているという状況ですので、その部分もぜひ議員もご理解をいただきたいなと思いますので、住民の方もそういう部分で理解してもらわないと、これを東京都へ一括というか、東京都の会計になるときに大変な思いをしますので、少しずつでも一般会計が今苦しい中で、出していかなざるを得ないという事

情をご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 町長、私も別に一般会計から出すのはやぶさかじゃないと思います、現状として。非常に繰上充用で予算編成するときに、徴収のほうも知ってほしいんですが、1億3,000万円近くあった滞納、それを徴収して充てますというような形で当初出発したのが繰上充用なんです、一般会計から借りて。

ところが、1億3,000万円を超えてしまって、そういうふうになって、今は約3億数千万、そのうち4億にもなるでしょう。そういうふうな中で、これはやっぱりしようがない。だから徴収のほうもできるだけ頑張ってください。今も確かに実績上げて頑張っているのはわかっておりますが、もともと出発、繰上充用の出発というのは、その滞納部分を支払って、当初は少なかったから、そうやって予算編成したのがこの繰上充用の始まりだったの。これはどっちかといえば、禁じ手みたいなものなんです。でも、やむを得ないと。町長の今の説明で僕も納得して、その部分に対して、それは僕はしようがないだろうと。でも、その30年度までに、町長ね、できるだけこの繰上充用の部分は一般会計でできるだけ見れるように努力して、予算も出るものは、ほかの部分も全てですけれども、そうやって何とかこれを繰上充用の部分に対して一般会計でどれぐらい見れるのか。30年度までにある程度問題を解決していかないと、非常に厳しいと思うので、また議長にも、交付金でも何でも一生懸命もらってきてくださいよ。そして、これに充てる、当初1億、これ別財源ですから、そこは要望で、徴収の方と町長と議長らにも、ぜひそこはよろしく願いします。

○議長（土屋 博君） ほかにございますか。

7番。

○7番（菊池睦男君） 今、議員のほうから意見もあるわけですが、独立採算、独立採算というふうに言うんだけど、そういうことを言えば、企業があるでしょう。水道、バス、病院、これだって独立採算でやらなければいけない事業ですよ。それに対して一般会計のほうから出しています。国保の場合、赤字というのは、これは八丈だけの現象じゃないんですよ。これ全国的に、恐らく自治体で一般会計から補填をしていない自治体というのは、そんなにはないはず。圧倒的な自治体でやっているんです。

ただ、八丈の場合は、今まで繰上充用という形でずっとやってきて、その累積が3億になったという話ですね。これは20年に8,000万入れて、また24年からずっとこの3年間、1億ないし8,000万ずっと入れてきている経過があるわけですよ。

ですから、今、八丈の国保財政というのは繰上充用ともう一方の一般財源からの繰り入れでやっていることであって、その独立採算制を失っているから、これがおかしいというのは、その議論というのは私、納得いかないんですね。

そういう中で、だから今は両方、繰上充用と一般財政のほうからの繰上で2本柱でやっているということ、これはもう自治体の苦肉の策で苦しみながらやっているわけで、それはほかの自治体も同じですよ。

だから、要するに国の施策が、やっぱりこの国保に対する支援金をもっと多く入れなきゃ、これは解決する話ではないんですよ。そういうところから、また広域化というのが今出てきているわけだけれども、これはまたこれで非常にいろいろな問題が生じるだろうというふうに思っているんですね。

先ほど博文議員の質問があった保険財政共同安定化事業交付金ですか、これを17年度の新しい国家予算では、低所得者への……

(「17じゃなく27」の声あり)

○7番(菊池睦男君) 2017年だろ。あ、16年か今度は。2016年度でしょう、今度は。

(「15年」の声あり)

○7番(菊池睦男君) 15年か。保険者支援制度ということで今度、3,000億ぐらい組んでいるんだよね。これは、よその自治体では、低所得者の被保険者への保険料の低減のために使っている自治体があるんですよ。

そして、その保険料を安くしている自治体があるんだけど、この町では、今回3億1,000増えて、昨年度と比べて1億6,000万円増えたわけか。増えたんだけど、それを本会計のほうへぶち込んでも、なおかつ1億円の一般財政のほうからの繰り入れをし、そしてまた決算のときではまた1億かそこら辺ぐらいの赤字が出るだろうということ、これはもう本当にどうしようもない体質になっているわけですよ。

だから、これを八丈町だけでああだこうだ言ったって、これは根本的な解決にはならないというところで、そういう声を国へ向かって上げていかなくちやどうしようもない、解決のしようがないだろうというふうに思っているんですよ。

それで、国からの支援というのは、この13ページにある保険財政共同安定化事業交付金、ここに出ているこれだけの金額ですか、国からの支援というのは、新しい制度における。

○議長(土屋 博君) 住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 27年度におきましては、国は、先ほど最終日に税条例の改正を上

程するというので申し上げましたとおり、高額所得者の賦課限度額の拡充のほか、低所得者の対象を拡充するというので、その当然7割、5割、2割の軽減措置の方が増える分は国等が面倒を見るということになってございます。ですので、この共同事業交付金のところではなくて、国庫のほうになります。

また、国庫でも一般会計を経由して国保会計にということになりますので、一般会計からの繰入金のほうの財政安定化事業というような形の中で国庫の補助が含まれているというふうなことになります。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第15号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第16号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの書類の国保の次、水色の次になります。

議案第16号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算。

平成27年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,951万9,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債ということで、起債の目的は、合併処理浄化槽整備事業を行うことで、50基の設置基数の基準額約40%に当たる1,750万円を起債するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は前年度と変わりません。

次に、歳入歳出ということで、7ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、こちらも款の項目を中心に説明させていただきます。

1款分担金及び負担金1,000円。これは事業所に浄化槽を設置した場合には、標準設置費の10%を設置者から分担金としていただきますので、そのための科目設定でございます。

次に、2款使用料663万円。前年度より157万5,000円の増。浄化槽整備事業で設置した浄化槽使用者からいただく使用料でございます。26年度までに設置した浄化槽の使用料に27年度設置見込分の使用料を上乗せし、157万5,000円を増額して計上してございます。

次に、3款国庫支出金2,220万3,000円。前年度より418万5,000円の減。これは平成25年度に策定いたしました生活排水処理基本計画に基づいた平成27年度の計画基数50基分の国からの浄化槽設置交付金でございます。また、単独処理浄化槽の5基分の撤去費用に関する交付金も含まれております。

次の8ページをお願いいたします。

4款都支出金450万7,000円。77万円の減。国と同様、50基設置の計画に対しての都補助金です。単独処理浄化槽撤去費の補助も同様に含まれてございます。

次に、5款繰入金4,834万3,000円。123万6,000円の減。他会計繰入金、一般会計からの繰入金ですが、国庫・都支出金同様、設置基数の減により減額となります。

次に、6款繰越金1,000円、科目設定でございます。

次に、7款諸収入33万4,000円。47万8,000円の減。

下のページ、次のページになりますが、延滞金と預金利子は科目設定のためのものですが、3項の雑入、これは浄化槽設置の工事費が町の補助基準額を超えた場合や、設置後、初回の法定検査費を個人が負担することになってはいますが、その検査費などの個人負担分を雑入として計上しております。

次に、9ページ、8款町債1,750万。340万円の減。50基分の合併処理浄化槽整備事業債になります。

以上、歳入合計、本年度9,951万9,000円、前年度1億801万3,000円、比較して849万4,000円の減でございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

歳出になります。

歳出も款の項目を中心に説明させていただきます。

1 款総務費2,333万6,000円。前年に比べて21万9,000円の減。職員3名の人件費や事務費のほか、次のページの1 款最後の行に計上してございますが、起債の償還のために歳入の都の浄化槽設置にかかる補助金を減債基金へ積み立てることになっておりますが、その積立金439万5,000円との2つからなっております。

次のページをお願いいたします。

2 款施設管理費836万5,000円。158万4,000円の増。浄化槽法に基づいて行われる検査料、清掃委託料、保守点検委託料ですが、26年度に設置した分が合算されるための増額でございます。

その下、3 款施設整備費6,680万円。985万円の減。浄化槽の設置基数を26年度60基から10基減らし、50基設置の計画となりますので、その分の減となります。

次のページ、12ページをお願いいたします。

4 款公債費81万8,000円。9,000円の減。合併処理浄化槽事業債の利息になります。

最後に、5 款予備費20万円。

以上、歳出合計、本年度9,951万9,000円。前年度1億801万3,000円、849万4,000円の減となります。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） 課長、60基から10基減らして50基ということなんだけれども、新築の住宅はやむを得ないと思うんですよ、もう条例で決まっていることだからやると思うんだけれども、ただ、やりたくても土地がない、その浄化槽を設置する場所がないと、そういう人に対してはどういう対処するの。しょうがないかでやるのか。でも、土地がなければ、もうどうしようもないと思うんだよね。狭い土地にいっぱい建てて、家を壊さなきゃ浄化槽が、そういう人まで浄化槽をやれやれというのなかなか無理があると思うんだけれども、難しい質問かとは思いますが、努力してもらおうという形でいいのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 確かに町として今、大賀郷、三根と回ります、そういう、やり

たいんだけど、やはり敷地面積上、どうしてもそういう構造物を入れられない。もしくは、本当に家を壊して入れないというようなスペースのところまで強制的にお願いするということはございません。さすがに無理強いということはできませんので、隣地等で何かそういう策がないかというようなご提案はさせていただきますが、強制的にこの中にどうしてもというようなことで押し進めているわけではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 今の点については、条例は条例だから、あのね、課長、条例は条例、条例は守らなくちゃならない。ただ、現実問題としてそういう問題があるということに対して、じゃ、どういうふうに対応するかという質問だったと思いますが、それに対して何のための条例かわからないような答弁してもらっても困るが。ただ、坂上なんかの場合、そういう場合、くみ取りをやっております。それによって、し尿処理、あそこへ運搬して有料化になっております。

ですから、今、博文議員が言ったように、例えば坂下地区なんかにおいても、くみ取りをやって、それに対応している部分もあると思います。

その条例の中で、なかなか対応できない部分、法的にそれを設置する基準、道路から1.5メートル離れていなくちゃいけない。建物から何メートル離れていなくちゃいけない。それを満たすだけの場所がない場合においては、そういうふうな形で押し進めていくのか、町の方向性をはっきり明確にしないといけないと思いますが、どうですか、その点について。私はそのように理解していたんだが、それがやぶさかじゃない、しょうがないという話では、この条例というものに対する考えがちょっと違うような気がするが。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 当然、浄化槽設置のほうをお願いしてまいりますが、条例設置以前のそういった単独処理浄化槽を強制的にやってくださいというふうな形では、条例上はなってございません。

ただ、私どもは、やはり環境をよくするためにはご理解を賜りながら、順次転換を図っていくということで進めてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） ちょっとお尋ねしたいんだが、私も課長のその説明はちょっと意味不明でよくわからないんだが、条例というものに対しての考え方が少しずれているような気

がする。ただ、法的にできない場合においては将来的に、条例だから、これはできるだけ守ってもらわなくちゃ困るわけだ。ただ、なかなか難しいものがあるわけですよ、現状として。道路から1.5、その場所の、今も博文議員が言ったように、できない人が多いわけだよ。うちもなかなか、場所をほかにつくるしかないんだけど、ただ今、くみ取りということで、ちゃんとそのあれをクリアしているわけですよ、現実問題。それで、その3万幾らとかなんとか、最高限度額があったんじゃないのかな、くみ取り料に関して。4万円だか、幾らかな。そういうふうに理解しているんだが、この条例はあってないようなものなのか。どうなの。

○議長（土屋 博君） もう一度、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 条例ですね、既存の浄化槽、単独処理浄化槽を転化しなくちゃならないというような強制の条例ではございません。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） じゃ、やらなくていいんだね。そういう条例だったら。何もこれやる必要ないじゃない。縛りがないわけでしょう。やらなくていいわけだね。そういうふうに理解するよ、俺は。

（「誰がそんなこと言った」の声あり）

○11番（山口英治君） いや、だって答弁がちゃんとしていないから。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 基本的に、今までの地下浸透の問題があるんですから、やはりできるだけくみ取って、場所がない。実際なくて工事できないです。配管を長くしても、土地があっても、くみ取りがそこまで行かないとか、いろいろな条件があります。

そういうことで、まだまだ土地がある人はいますから、そういう部分を増やしながらか、やっぱり環境を守ることが基本だと思いますので、くみ取りで対応していくというしかないと思います、そういう場所が本当にはない人は。

それを、今こう言っちゃあれなんですけれども、坂下は地下浸透しますから、浸透する部分についてもなるべくそういう部分はなくしていくということで、くみ取りで対応して処分場で処理する。今まではそのまま捨てていたわけですから。そういう部分を解消していかなくちゃならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 町長、縛りがないとかあるとかという話をしちゃだめなのよ。条例なんだから。あくまで町側の考え方とすれば、それを推し進めていくんだと。だから、あれ

だけ高額のし尿処理施設もつくったわけだ。今まで町のいろいろ難しい問題があったわけ。くみ取りも昔はくんで、穴を2メートルぐらい掘って、そこへ流すことでよしとされていた。ところが、それではだめだということで、浄化槽もつくったわけだ。し尿処理センターも。だから、そこをちゃんと課長、認識していないと、とりあえず町の姿勢としては、今町長が言ったように推し進めていくだと、合併浄化槽に。理解を求めていくんだと。別に縛りはありませんなんていうことを言われたんじゃ、そのための条例じゃありませんと言われたら、こっちもどうなっているかわからないよ、判断が。我々も聞かれるとき、坂上で、いや、できるだけつくってくださいと言いますよ。そこをやっぱり認識ちゃんとしないと、条例はあるけれども、それは別に、確かに町の減債基金400万も積んでやっているわけだから、町の負担も大きいわけですよ。

だから、そういう意味では、非常に町もリスクを負っているわけ。課長、この減債基金について今幾らたまっているのかな、もう始まって。ことし400万と言うけれども。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○11番（山口英治君） 聞いているよ、減債基金、今幾らあるの。ことしまた400万ためて、去年も減債基金やっているの。借金を払うための積み立てやるわけでしょう、減債基金というのは。

○議長（土屋 博君） 減債基金の合計。

○11番（山口英治君） きょう何か減債基金の話が出たから。支払うためのお金でしょう、それ。積立金でしょう、それ。

○議長（土屋 博君） 数字はわかるの。

○11番（山口英治君） 減債基金、幾らあるの、今。

○議長（土屋 博君） ちょっと待ってください。

○11番（山口英治君） 予算計上しているんだから、減債基金なんて。

○議長（土屋 博君） 補佐のほう、わからない。

○11番（山口英治君） 去年はやっていないの。やっているでしょう。

○議長（土屋 博君） 基金の総額でいいや。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） すみません。24年度が580万、25年度が458万ということですので、約1,000万超ということになってございます。

（山口議員「我慢してためてくださいよ」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですね。

（山口議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 汚水の協議会というのがありました。そこで話し合われたことなんだけれども、やっぱり実現可能なところからやっぱり仕事というのは始めていかなくちゃいけないだろうというふうに思うんだけれども、2つあったんだけれども、1つは水源、その水源の近くのところを優先的にとといいますか、緊急的にやっ払いこうじゃないかということと、あとは生活排水をそのままU字溝に流している地域が一部あったんだけれども、そういうところも優先的にやっ払いこうというような話し合いがなされたんだけれども、それは今、政策の中に生きているんですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一応、26年度につきましては、三根地域を中心にとということでございますが、その水源、生活排水の問題については当然ずっと引き続いて、24年度から続いております。

27年度につきましては、もう一度、三原の坂上のほうを中心としてもう一度、臨戸しようというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、水源、何カ所ぐらいあるのかな、20カ所ぐらいあるんでしょうかね。そうすると、人家の近くにある水源、そういうところちゃんとピックアップして、そのところを集中的に住民の理解や納得を得て事業を進めようというようなことをちゃんと考えてやっているんですか。例えば僕らが知る範囲でも、西見にもありますし、八戸にもあるし、あちこちにやっぱり井戸というか、地下水源とっているところがあるんだけれども、そこいら一帯を集中的に事業を進めようなんていう、そういう具体的なプランのもとにやっているの。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 水道課のほうの水質調査等で、現時点では当然、水として供給するのに問題は出ていないと。その数値が異常に上がっているとかいうこともございませんが、議員おっしゃるとおり、そこいら辺は重要に捉えまして、いま一度その掘り起こしをしまして、27年度のほうは優先的に推し進めてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 課長、この水源からの縛りがあると思うんですよ。何メートルという。わかりますか、それ。水源がありますよね。それから500とか、多分記憶が正しければ500ぐらいだと思うんですが、縛りがあります。そこには、例えば新しく例えば洗濯やる排水を流しちゃいけないとか、そういうのがあると思うんですが、それは500メートルですか、それとも1,000メートルですか。そして、その内側に家が建っているとかなんとかある場合はどうなりますか。それに対してはちゃんと対応できていますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 今、私の知るところでは、八戸の浄水場、あそこに井戸が5本ありますけれども、周りの住宅につきましては、浄化槽での処理をいただいているというところで、八戸の浄水場については、問題は現在のところ出ておりません。

それから、あとは距離につきましては、ちょっと今手元に資料ないんですけれども、私の記憶では1,500メートルだったと思います。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第16号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

休みますか。15分まで。

（午前10時00分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（土屋 博君） 皆さんにちょっとご報告というか、住民課長が午後便で上京しなくち

やいけないということですので、よろしくお願ひしたいんですが。いろいろ予算の関係で、何か特別に今質問があればお伺ひして。

(「訂正することはないの」の声あり)

○議長(土屋 博君) 訂正は、今水道会計に入ってから。

(「議事進行」の声あり)

○議長(土屋 博君) よろしいですね。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、議案第17号 平成27年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。訂正も入れて、説明の先に。

○企業課長(沖山 昇君) おはようございます。

先ほど休憩前にお話をさせていただきました、水源への影響の話ですが、1,500と申し上げましたが、300の誤りでした。申しわけありませんでした。

それでは、予算のほうの説明をさせていただきます。

書類番号10番をお願いいたします。

1ページをお願いします。

議案第17号 平成27年度八丈町水道事業会計予算。

総則。第1条、平成27年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「企業債まで文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) はい。

次のページをお願いいたします。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

水道施設整備事業、限度額1億8,850万円。合計1億8,850万円でございます。

次のページをお願いします。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

23ページをお願いいたします。

水道事業会計では、営業収益3億1,630万6,000円、一般会計からの繰入金、ほかに企業債にて予算を組ませていただいております。一般会計からの繰入金ですが、水道事業収益に

514万8,000円、資本的収入に1,041万5,000円計上させていただいております。

それでは、収益的収入及び支出でございますが、27年度予算と、それから26年の比較を申し上げたいと思います。

収入。水道事業収益4億3,081万4,000円。1,336万7,000円の減。営業収益3億1,630万6,000円。727万6,000円の増。営業外収益1億1,450万8,000円。461万7,000円の増。この営業外収益では、長期前受金戻入1億903万4,000円。480万1,000円の増となっておりますが、減価償却の補助金分の戻入として計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

24ページ、支出。水道事業費用4億967万4,000円。1,253万6,000円の減。営業費用でございますが3億7,593万6,000円。1,453万7,000円の増。原水費ですが1,378万4,000円。152万9,000円の減です。主なものといたしましては、動力費が減となっております。

下のページをお願いします。

浄水費2,465万3,000円。265万3,000円の増、こちらは委託料で大賀郷浄水場の膜濾過装置の薬品洗浄が増となっております。配水及び給水費3,307万2,000円。183万9,000円の減。

次のページをお願いします。

委託料ですが、漏水に関しまして、早期に漏水調査を行いまして、工事として発注することにより、修理の委託を減といたしました。ただ、検満による量水器の交換分が増えてございます。

次に、業務費6,546万4,000円。1,320万2,000円の増。予算上、平成26年度より職員1名分の給料等人件費分が増となっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

総係費1,256万3,000円。319万2,000円の減でございます。退職給付費が増えておりますけれども、貸倒引当金の減によるものでございます。減価償却費2億2,640万円。524万2,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

有形固定資産減価償却費が増となっております。

営業外費用でございます。3,353万8,000円。181万3,000円の減。企業債利息と消費税の額の減でございます。

ちょっと飛びまして、35ページをお願いいたします。

繰延勘定償却でございますが、335万6,000円。水道ビジョン策定業務、それから退職給与

金の償却を計上させていただいております。

予備費20万円、こちらにつきましては増減はございません。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入。資本的収入4億1,947万5,000円。1億3,549万4,000円の増。企業債1億8,850万円。100万円の減でございます。一般会計補助金1,041万5,000円。91万8,000円の増。こちらは坂上の簡易水道の企業債償還元金の補助でございます。国庫支出金1,951万6,000円。745万7,000円の増。こちらは坂上地区の老朽管更新事業の補助金でございます。都支出金2億104万4,000円。1億2,811万9,000円の増。坂下及び坂上地区の老朽管更新事業と、それから機器更新事業の補助金でございます。

次のページをお願いします。

支出。資本的支出5億4,161万4,000円。1億4,930万6,000円の増。

建設改良費でございますが、4億3,475万4,000円。1億4,722万6,000円の増でございます。配水施設費でございますが、6,067万円。前年と比べまして6,778万6,000円の減となっておりますが、前年度は追加で補助となった事業、機器改修工事が当初予算に含まれていたため、こちらの配水施設費では、27年度におきましては大きく減となっております。27年度につきましては、都道及び町道の工事に伴う配水管の改修または布設工事を予定しております。坂下地区上水道整備費2億8,205万4,000円。1億7,901万7,000円の増。

次のページをお願いします。38ページです。

工事請負費では、2本の配水管布設工事と送水管の更新工事、それから水道施設の機器の改修工事を予定しております。

坂上地区簡易水道整備費8,822万4,000円。3,542万9,000円の増。こちらにも工事請負費では、3本の配水管布設工事と水道施設の機器改修工事を予定しております。

固定資産購入費308万6,000円、こちらは軽自動車と普通自動車の購入を計画しております。

企業債償還金といたしまして183件、1億686万円。208万円の増でございます。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

11番。

○11番（山口英治君） いろいろここで企業債とか、あと金利とか、だーっとあって、気が

遠くなるようなことなんですが、一般会計からの補助金514万6,000円、これともう一つあるでしょう、3条予算だか何か。当初これは一括して1,200万だか。300万だか、400万だか出していたように、これ分けてやるようになったのは、この2年ぐらい前からだと思うんですが、多分、俺の勘違いでなければ、これあれかな、一般会計補助金というのは、本来であれば前は基金で積んでいたやつをこういうふうにして、ちゃんと独立採算ということで、公営企業のを一般会計に積むのはおかしいということで、こういうふうになっているのかな。そこをちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 議員のおっしゃるように、3条予算、水道事業収益のほうに514万8,000円繰り入れしていただいております、あとそのほかに4条予算のほう、資金的収入のほうに一般会計からの補助といたしまして1,041万5,000円を頂戴しております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） それで一般会計からもらっているということ、ただもらっているわけじゃないですよ。それは一般会計を経由して、本来であれば企業会計という、直接、例えば起債していますよね、それを返還した部分と、あと金利、借りかえのできない金利がありますよね、昔借りて高い金利。それに対する、その差額をトータルした金額がその数字になると、そのように理解してよろしいですか。

○議長（土屋 博君） 大澤経理係長。

○企業課経理係長（大澤知史君） ただいまのご質問なんですけれども、一般会計からの繰入金については、簡易水道事業債、坂上の工事に対する事業債の利息と元金の何分の1とかという形で、簡易水道事業債のみです。そうっております。

（山口議員「あと金利のほうも」の声あり）

○企業課経理係長（大澤知史君） 金利もそうです。金利が3条で、元金が4条という形になっております。

（山口議員「トータルがこの金額になるわけね」の声あり）

○企業課経理係長（大澤知史君） そうです。

（山口議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第5、議案第17号 平成27年度八丈町水道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第6、議案第18号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) 続きまして、青い用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第18号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。第1条、平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「企業債まで文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) はい。次のページをお願いいたします。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

自動車購入事業、限度額2,000万円。

次のページをお願いいたします。

主な資産の取得及び処分でございます。

第9条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産、自動車、中型乗合バス、1台、購入。

(2) 処分する資産、自動車、中型乗合バス、1台、廃車。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

恐れ入ります、24ページをお願いします。

一般旅客自動車運送事業会計では、営業収益8,065万5,000円、東京都補助金10万8,000円、

一般会計からの繰入金、企業債などにて予算を組まさせていただきます。

一般会計からの繰入金は、運送事業収益に26年度は2,000万円でしたが、27年度は当初予算上5,000万円を計上、また路線の中型バス購入のための企業債は2,000万円を計上させていただきます。

均衡につきましては、今年度は2,300万円となっております。

それでは、収益的収入及び支出でございます。

収入。自動車運送事業収益1億3,318万円。4,284万2,000円の減。営業収益8,065万5,000円。4,017万円の減。

次のページをお願いします。

営業外収益5,252万5,000円。3,096万3,000円の増。今申し上げましたけれども、一般会計からの運営費補助金が2,000万円でしたが5,000万円の計上ということです。それから、長期前受金戻入でございますが221万7,000円。こちらが102万3,000円の増となっております。こちらにも減価償却分の補助金の戻入分でございます。

支出。自動車運送事業費用1億2,771万9,000円。4,040万3,000円の減。営業費用1億2,187万2,000円。529万7,000円の減。運転費でございますが7,447万1,000円。587万4,000円の減。主なものといたしましては、人件費に係る減によるものでございます。

次のページをお願いします。

車両修繕費656万1,000円。19万5,000円の減。こちらは外注修繕費の減によるものでございます。

下のページをお願いします。

減価償却費1,534万9,000円。269万6,000円の増。こちらは車両分の増でございます。

次のページをお願いいたします。

旅客誘致費54万。10万8,000円の増。次に、一般管理費1,528万円。210万3,000円の減。

次のページをお願いします。

主なものといたしましては、こちらにあります退職給付費の減によるものでございます。

営業外費用は464万6,000円。195万2,000円の減になってございます。

特別損失でございますが、100万1,000円。3,315万4,000円の減。こちらは引当金などの減となっております。

予備費20万円、こちらは増減はございません。

続きまして、下のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入。資本的収入、企業債2,000万。500万の増。路線バス購入企業債でございます。

支出。資本的支出3,719万2,000円。448万7,000円の増。建設改良費、固定資産購入費、路線中型バスの購入2,261万9,000円。こちら60万7,000円の増となっております。

それから、企業債償還金、こちらが1,457万3,000円。388万円の増となっております。

以上で一般旅客自動車運送事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 歳入で、営業収益、これ4,000万の減で見ているんだけど、これ原因は、どこをどういうふうに見て4,000万見ているのか。それで一般会計がばこっと上がって5,000万、繰り入れがあるというか、補助金が。これ、どこをどう見て営業収益を4,000万減で見ているのか、教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 均衡の分ということでご理解いただければと思います。

（奥山（博）議員「均衡予算」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい、均衡予算です。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 直接何ページって言えないんですけども、以前というか、補正のところでおっしゃっていたか記憶が定かではないんですけど、路線バスで観光ができるようなルートを考えるという話がありましたよね。その辺は具体的にどのように、1時間に1本ぐらいないと現実性はないと思うんですけども、どのようにお考えなんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 路線バスを利用した名所旧跡、こちらを回っていただけるものをお示しできれば利用者が増えるのかなという、ちょっと考えがありまして、今現在、路線バス、この停留所からどこに行ったら名所旧跡に行けるというのを一応つくればなというふうに考えております。

実際歩いて、同じバス停に戻らずとも、ほかのバス停からまた乗るということも、今路線バスのタイムテーブルの中でうまく考えていければなというふうに考えているところでござ

います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 路線バスで観光したいという方はとっても多いと思うんですよ。レンタカーを借りられない人もいるし、運転できない方もいらっしゃいますし、それもぜひ進めていただきたいんですけども、そのアイデアというか、それを具体化するのに、いつまでとか、今期の夏の観光までに間に合うのかとか、当面できる範囲で、1つでも2つでもそういうのをつくってほしいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） そうですね。できるだけ早くとは考えておりますが、今現在、途中進んでいるもの、それで皆さんに情報発信できるものがあれば進めていきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） バスで旧跡というか観光地案内するのはいいんですけども、次の時間までが物すごいあるわけよね。発想はいいんですけども、結構無理があると思うんだ、そういう考えは。だから、どこどこまで歩いて行って、次のバスに乗れますよとか、そこまで考えなくちゃいけないような状態で、路線バスの場合は本数が少ないから、そこいら辺もちゃんとくみしてやってもらわないと、なかなか上手にはいかない。

それとちょっとお聞きしますけれども、前から言っているんですけども、坂上、坂下、今高校生の定期券購入者、どれぐらいいますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 申しわけありません。今ちょっと手元に資料がないんですが、坂下では、今ほとんどいらっしゃらないと思います。坂上で、ちょっと私の記憶ですと、恐らく2名から3名かなというふうに思います。ちょっとこれはまた、具体的には数字はちょっと調べてみないとわかりません。申しわけありません。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 前から言っているんですけども、思い切って半額ぐらいにするとか、これ少し考えないと、収益上げるどうのこうのって、せっかく走らせているのに、乗せたほうが良いと思うんだよな。どうせ走らせるんなら。

一般のお客さんの乗客の人はしょうがないとしても、通学の場合は、何とかそこ考えても

らわないと、これ結構前から言っているんだよね。安くして、安くしてって。ただ親が、父兄が坂下に仕事があるからついでに連れて来るとか、いろいろあるとは思いますが、ぜひとも。高過ぎて買わないって。

自分らのときは、ほとんど高校生持っていたんですよ、定期券はね。もう結構昔だけれども、三十数年前だからね。だから、これ少し安くするとか、何か考えて、人に乗ってもらうようにしないと、ぜひとも内部で検討してください。幾らぐらいだったら乗るのか。どうせ走らせるんだもの。どうですか。管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 内容を精査して詰めながら検討いたします。

（奥山（博）議員「検討する」の声あり）

○公営企業管理者（關村三男君） 検討します。

（奥山（博）議員「やっくださいよ、もう」の声あり）

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 管理者ね、近ごろ八丈町の路線バスのことをエアバスと言う人もいますよ。それはともかく。

先ほど均衡予算という形で5,000万という話だったんですけども、これはバス購入費用も入っているでしょう、この中に。違いますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 均衡予算のほうは、3条予算のほうでの均衡としてさせていただいております、バス購入につきましては4条予算、そちらのほうで企業債含めて予算を立てております。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 一応、町のほうからお借りするというわけで、資産が増えるわけで、ということで。ただ、ぱっと見たとき5,000万の赤かなというふうに理解するんだが。それはともかく。

ちょっとわからないので教えてほしい。この一般管理費の中で1,528万という、油のあれはどうなっていますか。どこに見ればいいのか。これ一般管理費になるのかな。どこだろう、ちょっとわからなくてすみません。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

（「ページ数を言って」「26ページ」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） 運転費の中、燃料ですと軽油費、これが26ページにございます。

（「軽油費幾ら」「800万」の声あり）

○11番（山口英治君） 多分これ、入札か何かでやると思う、細かい数字なんだけれども、過去においてもいろいろ。ただ、非常に油の値段が、上下動が現年度は非常にいろいろあって、入札ミスで、たしか3者ぐらいでやっていると思うんだが、それで一番の、例えば普通の金額よりも昔、高いセッティングで入札やった経緯があるんだが、最近この話について、みんな余りしなくなる、金額が小さいせいかしなくなったんだが、実態として、今契約はどういうふうになっているのか。

市場との兼ね合いでも、例えば5%安くしているとか、どうかこうとかという話、教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 企業会計は、企業会計だけでバスの軽油代ということで、契約をさせていただいておりますが、27年からのものと、一般会計の契約金額よりも1円安くさせて、契約を結ばせていただくといいところと、あとは、伺ったところによりますと、やはり一般市場で売られている金額よりも安いというふうな業者のお話を伺っております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 業者の話じゃなくて、現実的にどうかということじゃないと困ります。業者が何を言おうと、それは関係ないですよ。

例えば、坂上と坂下も違いますよ、値段が、ガソリンの。そういう意味で、現状はどうかということとは、その業者に聞くのではなくて、調査して、それによって価格は入札金を決めるわけでしょう。だから、そういう多々、消費税の問題とかいろいろありましたよね、去年。この乱高下があるわけだよ、物すごく。油も一時は物すごい値段だったけれども、物すごくまた今は結構下がったりして、そういう乱高下の中で入札するのは結構神経使わなくちゃいけないと思うんだが、それに対して、どういうふうに今度も、ことしは油も随分下がりましたよね。それで果たして、そんな底値で、今まで原油が下がったということで、どういうふうになるのか。非常に興味があるところなので、そこいらは慎重に、できるだけ安く、経費を、先ほども言ったように、赤もいろいろあるだろうけれども、5,000万程度だったらよしとしなくちゃいけないと俺は思っているんだが、そういう意味では、先ほど言ったように、エアバスでなくて、ちゃんと人に乗けるように施策をすとか、どうせならちょっとでも収益が上がる方法を、管理者、ぜひとってくださいよ。

ただ、油の問題についても真剣にして、過去において、この問題で結構激論交わしたことがありますから、多分知っていると思うけれども。1円と言わず、普通カードで買う人もいるでしょう。もっと安いでしょう、カードは。課長なんかもカード持っているんじゃないの。

例えば、ある教職員なんかのカードなんかは随分安いですよ。だから、そういうのも照らし合わせて、一般で我々が買うのよりももっと安くできるはずですよ。そこいらを踏まえて、交渉に当たってください。1円と言わないで。

よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

（山口議員「はい、答弁してください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） そうですね、業者とも交渉しまして、安くできるだけ購入できるようにというふうにもいたしたいと思っております。

（山口議員「議会から言われたということで頑張ってください」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） ちょっとここで言うのもあれなんですけれども、先ほど高校生の定期の話がありましたので。

今、中学校の部活で、合同練習で、坂下にバスを使って来るという話があります。末吉辺りから来るとやはり相当高くて、子供が2人いると1,000円を超えちゃうような状態があります。その辺を、教育と企業でまたちょっと相談をしてもらいたいですけれども、ちょっとこれどっちに聞いたらいいのかな、教育なのか企業なのか、ちょっと答えられれば答えてほしいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 確かに今現在、中学の生徒さんの数が減りまして、部活動、合同で練習しなくちゃいけないという現実とかもございまして、26年度まで、遠征前の合同練習につきまして、それにかかる交通費については町のほうで面倒を見てございました。

27年度、一般会計予算、通していただいたんですが、その中で、夏休みの部活の練習についても町のほう、学校のほうで見るとということで予算のほうを計上させていただいております。

なかなか部活動ということで、土日とかそういったところはやはり親御さんに協力を求める部分もあるのは確かでございますけれども、町としてできる部分は今後もやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） この路線バスのことにつきまして、結構住民はいろいろな要望を持っているんですね。本数が少ないとか、今のエアバスだとか、高いとか。

実は私、どんなものかと思って、高校のときには乗っていたんですけども、ほとんどもう乗ったことないんだよね。末吉から神湊まで、一応乗ってみました。アサギクの前が終点になっているんですね。往復1,020円だったですかね。ちゃんと払って乗ってきました。

コミュニティバスというのでも乗ってみました。体験試乗ということでね。それで、どんな課題があるのかなと思って、メモを用意して乗ったんですけども、びっくりしたのは、ドライバーが、運転手の方がすばらしい運転なんですね。乗客のために物すごい気を配って、年寄りがいると本当に丁寧にアナウンスしながら。その方に、名前も知りませんが、できれば僕は投書したかった。本当に誇りを持って運転している。こういう方々の努力、研究工夫があって、八丈町のさまざまなことが運営されているんだろうなと思って、胸が熱くなりましたよ。

これは、一つ要望というかお願いになるかもしれませんが、このバスについては住民の方、いろいろな要望を持っているし、僕が感じたように、本当にその運転手の方にこれからも八丈町の交通事情をよくするためにぜひ頑張ってくださいという手紙書きたかったんですよね。だから、バスの中にそういうちょっと投書箱じゃなくても、どこでもいいと思うんですけども、そういうふうな住民の意見を入れる工夫を考えてもらえないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業管理者、ありがたいお言葉いただきました。

答弁願います。

○公営企業管理者（關村三男君） ただいまの件につきましては、バスにその投書箱を設置する云々というのは、ちょっと考えさせてもらって、いろいろな町に対するはがきとか、いろいろな方法もございますし、乗る方の意見を反映させるような方法をちょっと考えてみたいと思います。

（山本議員「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 今、新しく入りましたコミュニティバスについて伺いたいのですが、山本議員のように、ちょっとまだ私も勉強不足で、一度コミュニティバスに乗ってみたいと思っているんですが、ちょっとまだ乗る機会がないんです。

それで、小型化をしていって、合理化を図っていくということで、これからどんどんああいう形の小型のバスが路線バスを走るのかなと思っておりますけれども、実は私、自分自身が乗っていないので勉強不足で申しわけないのですが、たまたま乗った方が、見かけはかわいくて、絵も描いてあって、すごくかわいいんですけども、座席が少ないということで、普通の路線バスに使うにはどうなんだろうという声があったんですが、今、坂下を走っておりますコミュニティバスの座席というのは、何席あるのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 座席、正席といいますか、座席がある部分に関しましては、15でございます。あと立ち席が合わせて16ですので、合計、乗車定員としては31名ということになります。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） ありがとうございます。

ちょっと小さ過ぎないかなという気がします。なぜかという、公共で使うわけですので、例えば普通のマイクロバスとか、例えば都内とかいろいろな地方に行って、コミュニティバスが走っていますけれども、八丈で購入したあのバスぐらいの大きさのものというのは、全国各地あるかと思うんですが、やっぱり15席という、ちょっとした個人のお宅でも、ちょっとした会社でも持っているような座席数ではないかと。

やっぱり立って乗るといのは、やっぱり島の場合、高齢者とかいるので、なかなか厳しいのかなという気がするんです。せっかく、大型から中型、中型から小型ということで、町のほうが、バスのそういう経費の節減とか、それから乗車率を上げるというようなことで購入をするのであれば、今回購入したバスも2,000万ちょっとかかっている。それはいろんな改造をしなければ、いわゆるバスとして改造しなければいけない部分があって、費用も大分かかったということをおの間、6番議員の質問で課長が答えたと思うんですが、今年度も中型のバスを1台購入するというので、2,000万予算が入っていますけれども、その辺もどのようにお考えなのか。

ただ、小型化すればいい、ただかわいいバスを走らせればいいということではなくて、やっぱり予算と、あとそれから合理化の面も、もうちょっと利用者が利用しやすい、お客さん

が乗れるようなバスを購入すべきだと思いますけれども、その課題についてどうお考えでしょうか。教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 26年度購入いたしました絵の描いてあるバスですが、そちらにつきましては、今現在のところ、循環バスといたしまして、三根から空港経由の八重根方面へ向かうバスということで使わせていただいております。

実は、お恥ずかしい話なんですけど、ここの路線につきましては、やはり利用者が今現在のところ少ないというところで、今走っていますこのバスで、とりあえずは今、座席数は足りているというところで理解をしております。

27年度購入予定をしておりますバスにつきましては、今現在使用しているバス、これはもちろん中型でございますが、座席が25、今現在ございます。それと、今年度につきましても同等の中型バスを購入いたしまして、坂上、末吉から三根方面への通勤バス、こちらのほうで使わせていただければというふうに考えてございます。

（水野議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 路線バスの話が多いんですが、私の場合は、観光に関するバス、これが結構頑張っているのかなと、過去よりも非常に、それは観光のほうとのリンクもありますよね。

例えば前は20人でしたか、30人ですか。そうした場合は、町の運行に対して、今度は10人ぐらいに変わったんですかね。そういう意味では、他のあれとリンクした部分はかなりあると思います、観光と。

ところで、一つだけ伺いたいんですが、例えばPR館がありますよね、坂上の、地熱の関係の。昔あそこは非常に観光の一つのバスがよくとまっていたんですよ。物すごく多く。現状は、有料になってから非常に、ほとんどと言っていいほど余り来なくなりましたよね。地熱に対するあれで。実態はどうなっていますか、そこいらの部分。

たしか予算書を見ても100万までいかないですよ。そうすると、1万人弱ぐらいの予算で、年間ね。そういうふうになって、実際、名前出していかかわからないが、長戸路さんのところも来なくなりましたよ、有料になって。町の観光のあれも、昔はあそこが、PR館が再開すれば、観光バスも来るだろうと、すごく。そういうふうな見込みがあったんですが、非常に少ないような気がする。実態はどうなっていますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 申しわけありません。ちょっとそこの乗り入れの台数が、ちょっと今手元に資料がございませんので、申しわけないんですが、台数がはっきりちょっと申し上げられないですけれども、そこへの貸し切りバスの運行というのはあるというふうには伺っております。ただ、ちょっと台数が申しわけありません、わかりません。申しわけありません。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） いつもいつもこういう答弁じゃ困るんだよ。やはり当然こういう質問はあるだろうという予測のもとで、やっぱり課長、そこにいないと。わかりません、わかりませんで、調べます、調べますじゃなくて、事前にこういうのは当然変化があるわけだから。

大体、当初予算でもわかるでしょう。5,000人減っているわけだよ、実際。地熱館に、PR館に来ている人が、過去町がなってから、その以前と。それは有料になったという部分もあると思います、100円の。そういう関係で、かなり関係があるんですよ。

我々はPR館というのを観光の誘致としてやっているわけ。そこをアップするための、その現実じゃどうなのかというのを調べるのは、全体のバランスを見る意味でも非常に大事なことなので、実態として現場でわかるでしょう、増えたかどうか、減ったかぐらいは。あそこは貸し切りとかなんとか。私は家の近くなんで、大体たまにあそこに行って、状況聞くと、いや、全然昔みたく来なくなったと、有料になったせいかななんていう声も多々あるんだが、まあ、それは後でいいですよ。

本来は、だけどここでこの議論もしたかったんだが、今回は、じゃ、いいです。残念です。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 昔なんですけれども、役場でノーカードか何かがあって、職員の皆さんもバスに乗りましょうという日があったと思うんですが、このごろは余りそういうことを聞かないんですけれども、皆さん残業とかあって大変かと思いますが、せめて一月に1回ぐらいとか、ここにいらっしゃる管理者の方だけでもバスで通勤してみようかなというのを設けると、皆さんやっぱり乗ってみるとわかりますし、我々議員のほうも1年に1回ぐらいは、バスで来てバスで帰ってみようかなという日があってもいいんじゃないかなと。確実に収益アップします。皆さん現金で払いますから。そういうのもちょっと、みずからも収益に貢献しよう、使ってみようということでやってみたらどうかと思うんですけれども、いか

がでしょうか。

○議長（土屋 博君） 誰に質問しますか。

○1番（沖山恵子君） じゃ、町長をお願いします。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） そういう試行も大事かなと思います。みずからやらないとかなとは思いますが、私の場合は1キロもないので、歩いてきたほうが早いかなと思うんですけども。

先ほどから出ていますけれども、誤解してもらっては困るんですけども、当初から5,000万組んでおります。均衡が8,000万のうち、収入が6,000万ぐらいしかありません。そういうことですので、約7,000万、当初から7,000万ぐらい赤字が出るという当初予算です。

そういう中で、先ほどから中型、小型という部分もありますけれども、私、きのうもバスの現場に行ってきました。やっぱり町長、小型では温泉へ行く、坂上に対しては困ると、立っていかないと、坂上まではね。坂下のほうは距離がないですからいいですけども。そういう意味で今回、私、小型、小型と言ってましたけれども、中型ということでお許しいただきたいと思いますが。

民間が、タクシー会社が5,000万稼ぐところを6,000万しか稼げないということで、いろいろ職員も努力しておりますので、先ほど運転手の対応もありましたけれども、そういう部分のサービス面も含めて、やっぱり一般会計から出しておるとい部分も含めて、気を引き締めて運行をしていきたいなど。

ただ、やっぱり事故とかそういうのがないことが一番いいわけですから、そういう部分でやっていきますので、苦しいですけども、ぜひやらせていただきたいなどと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 28ページなんですけれども、少ない予算ですけども、旅客誘致費って54万あるんですけども、いつもやっているとは思うんですけども、来年度、どのような誘致をするのか教えてもらえますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 27年度におきましては、例年、関西方面は行っております。あと企業独自で東北のほうも昨年、26年度訪問させていただいて、誘致活動をしてまいりました。あとほかに、観光商工係と一緒に、やはり昨年度といたしますか、26年度におきましては、九

州福岡のほうまでちょっと足を延ばしまして、今度4月に入ります客船、こちらのほうは九州からのほうの来島ということになってございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第18号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第19号 平成27年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 黄色いページの次の病院事業会計でございます。

1ページをお願いいたします。

議案第19号 平成27年度八丈町病院事業会計予算。

総則。第1条、平成27年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

次のページをお願いいたします。

（「企業債まで文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。次のページをお願いいたします。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

病院施設整備事業、限度額5,900万、医療機器、医療機械器具整備事業、限度額2,800万、

合計8,700万でございます。

4ページをお願いいたします。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

26ページをお願いいたします。

病院事業会計では、医業収益9億3,494万3,000円、一般会計からの繰入金、企業債などにて予算を組まさせていただきます。一般会計からの繰入金でございますが、収益的収入に1億6,030万2,000円、資本的収入に9,645万1,000円計上いたしております。

均衡につきましては1億6,000万円となっております。

それでは、収益的収入及び支出。

収入。病院事業収益13億175万7,000円。3億5,743万4,000円の減。医業収益が9,394万3,000円。2億2,449万7,000円の減。医業外収益3億6,681万4,000円。4,484万2,000円の増でございます。

一般会計からの運営費補助金は、病院事業収益に、26年度は5,000万円ございましたが、27年度につきましては1億円。それから企業債は、施設整備事業と医療機械器具整備事業で合計8,700万円を計上いたしております。

また、長期前受金戻入といたしまして4,246万6,000円を、減価償却の補助金分として戻入、計上しております。

次のページをお願いいたします。28ページ。

支出。病院事業費用12億9,519万6,000円。3億5,441万9,000円の減。医業費用12億4,944万3,000円。1億7,324万2,000円の減。給与費でございますが、4億9,776万9,000円。こちらは439万7,000円の増でございますが、主なものといたしましては人件費による増となっております。

次のページをお願いします。下のページです。

材料費1億7,085万3,000円。1億7,492万9,000円の減。薬品費が大きな減となっております。経費3億7,852万6,000円。987万円の減。

次のページの賃金でございますが、7,577万9,000円で、506万7,000円の減。こちらは臨時賃金の減。それから、その下のページの光熱水費、こちらが4,043万5,000円で、378万5,000円の増となっておりますが、こちらにつきましては実績より算出させていただきます。

また、その下の委託料でございますが、1億6,319万3,000円。1,016万円の減でございます。

すが、建物管理委託などのかかる経費が減ってございます。

次に、33ページをお願いいたします。

管理費でございます。5,128万9,000円。164万9,000円の増。主なものといたしましては退職給付費の増でございます。

次のページをお願いいたします。

医業外費用4,555万3,000円。339万8,000円の減でございます。主に企業債利息の減でございます。

下のページで、予備費につきましては、20万円。こちらの増減はございません。

次のページ、36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入、2億1,941万9,000円。1,871万1,000円の減。こちらは企業債が2,530万円の減。それから一般会計補助金、こちらにつきましては1,109万5,000円の増となっております。都支出金につきましては188万1,000円の減ということでございます。

支出。資本的支出ですが、2億7,894万5,000円。1,038万6,000円の減となっております。建設改良費9,830万1,000円、こちらにつきましては2,777万2,000円の減。こちらの建物整備費、こちらが6,206万8,000円でございますが、こちらにつきましては冷却塔の改修工事を予定してございます。

固定資産購入費3,623万3,000円。1,680万2,000円の減。こちらにも書いてございますが、人工呼吸器サーボベンチレータなどの購入を予定してございます。

その下のページでございますが、企業債償還金といたしまして1億8,064万4,000円を計上させていただいております。

以上で、病院事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 前から言っていますけれども、この庁舎から病院へ道路ができて、駐車場が減ったということで、この前、町長、議長、常任委員長で東京都のほうへそれに対して要望しに行ったと思うんですけれども、その結果をちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 事務的に進めている部分と三宅先生に頼んだ部分がございますので、そういう部分で、今折衝しておりますけれども、相当減額してもらっています。その部分で、例えば、町がお金を出すよりもほかに町有地いっぱいありますので、その代替ではどうかという部分で今ちょっと交渉しておりますけれども、そうすると、代替になると、減額の前の金額の評価額ですよという部分で、事務的に今話をしていきますので、最終的には多分その部分では無理かなと思いますので、減額された部分で、できれば契約させていただきたいなと思っておりますので、その金額はまだちょっと待っていただきたいなと思っております。相当減額された金額だと思います。

お願いします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 町長、ぜひとも、今本当に駐車場が足らなくて、結構患者さんのほうから苦情も聞きますので、その減額された金額、幾らかわかりませんが、議会のほうへ提出していただいて、早目に購入して駐車場をつくるようにお願いしたいと思います。

あと、病院というのはもちろん中身が大事なんですけれども、財政的に大変厳しいところではあるんですけれども、来年度じゃなくてももちろんいいんですけども、もうあの病院もできて十五、六年になるのかな。それぐらいですよ。自分は余り病院へ行く機会がないので、ただ、通院されている方からも、大分外壁が汚くなってきたよと。看護寮も含めて。そろそろ外壁の塗装をやったほうがいいんじゃないかというご意見もありますので、来年度じゃなくてももちろん結構ですので、余りみすばらしい病院じゃ困りますので、そこは早目に内部で調整して、きれいにしていきたいと思っておりますけれども、そこいら辺どうですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 病院の建物についても老朽化が、十五、六年たっておりますので、だんだんひどくなってきております。来年度は冷却塔の改修ということで、年次計画で進めておりますが、看護師寮等については28年度に計画をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 院外薬局になって、利用者の利便性からファクスを入れたほうがいいんじゃないかとかという話がありましたけれども、そのあたりの今後の予定をお願いします。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 今後の予定でよろしいですね。

今週一度試験をしまして、来週もう一度試験をしまして、4月1日から運用をしたいと考えております。

(岩崎議員「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) その場合の料金とかは、どういうふうなやりとりなんでしょうか。

○議長(土屋 博君) 事務長。

○病院事務長(和田一宏君) 院外薬局さんのほうで通話料と、設置に関してもそうですけれども、院外薬局さんのほうにお願いをしております。

(岩崎議員「わかりました」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第7、議案第19号 平成27年度八丈町病院事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

1時まで休憩いたします。

(午前 11時22分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第8、議案第20号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明者に申し上げます。

要点だけを言ってください。よろしくお願いします。

総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、書類番号11をお願いいたします。

議案第20号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院のよる公民給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の報酬等を改正する必要があるので、本案を提出します。

ということで、ページをおめくりください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、これは去年の12月の議会で、平成26年度の我々職員、それから議員さん、それから特別職等のお給料等の改正をしました。第2弾として、この4月1日からなんですけれども、特に我々職員、若手はちょっと抑えられているんですけれども、全体的に約2%の減額をするというのが大きな改正になります。

あと、特別職と議員の皆さんに関しては、去年の12月でお給料プラス期末・勤勉手当、我々勤勉なんですけれども、ボーナスの増額もありました。去年の12月は、12月の支給分に偏った形で支給されていますので、それをこの27年度は6月分と12月分にちゃんとバランスよく配分をするという、そういった形での改正になります。

それからあと、今まで我々管理職に関しては、平日、特に緊急の用があつて夜中とか出勤しても何も手当が出なかったんですけれども、この27年4月1日からは、平日で緊急で仕事をした場合、しかも深夜帯、午前零時からというふうになりますけれども、そこの勤務ということでの特別の職員の手当ということで出るようになったという、そういった所要の改正ですので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第20号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第9、議案第21号 教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) ただいまの次になります。

まず、きょうの最初に議会事務局長もお話ししましたが、この件に関しては正誤表が発生したということで、改めておわびを申し上げたいと思います。

それでは、議案第21号 教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連条例を整理する必要があるため、本案を提出します。

ということで、お聞きいただきたいと思います。

教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例ということで、こちらがこの4月1日から教育長、それから教育委員長が一本化されるという、そういったことに関する関連の整備、プラス先ほどのボーナス、これの配分を6月と12月にするという、そういった改正になります。

教育のほうからも再三ご説明していますように、現教育長の任期中は、これは従前どおりというふうになりますので、次の教育長の任期からということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第21号 教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第22号 八丈町保育の実施に関する条例を廃止する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） ただいまの次でございます。

議案第22号 八丈町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。児童福祉法の改正により、当該条例を廃止する必要があるため、本案を提出します。

ということで、従来、この八丈町保育の実施に関する条例の規定によりまして保育を実施してきたところでありますけれども、この児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定によりまして、この後上程いたします議案第23号の保育の必要性の認定基準により、保育を給付する仕組みに変更されたため、本条例を提出するものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第22号 八丈町保育の実施に関する条例を廃止する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第11、議案第23号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(笹本重喜君) ただいまの次でございます。

議案第23号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。子ども・子育て支援新制度において、保育の必要性の認定基準を定める条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

ということです。内容説明の前に、この議案第23号から25号までは、子ども・子育て支援制度において、子ども・子育て関連3法に基づきまして、基礎自治体の実施主体であり、市町村は条例による基準を制定する必要があるということで上程させていただきます。

条例を制定するに当たりましては、国が法令で定める従うべき基準、参酌すべき基準に沿って定めることが義務づけられていますけれども、八丈町は法令の基準に沿って条例を制定いたしております。

それでは、八丈町保育の必要性の認定に関する条例の内容を説明いたします。

子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受けて、国の基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとなります。このため、この条例を制定することになります。

内容といたしましては、1号認定、これは満3歳以上で保育の必要性がない児童。国基準では、1号認定の場合は幼稚園または認定こども園の対象となるので、教育の保育標準時間というのは4時間程度と実はなっております。ただし、町では幼稚園とか認定こども園がございませんので、支援の充実を図るという意味にもおきまして、この保育所において、特別利用保育ということで、8時間保育を実施します。だから、今までと変わらないということです。今以上に下がることはないということでもあります。

あと、2号認定といたしましては、満3歳以上で保育の必要性がある方です。就労時間でいいますと、48時間以上120時間未満ということが、8時間という基準時間となります。120時間以上ですと11時間まで見てもらうことができるということになります。

3号認定は、満3歳未満で保育の必要性がある方。利用時間は2号認定と同じでございます。

内容については、以上でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） この第4条の2で（8）虐待またはDVのおそれがあること。これという、普通これは保護しなくしちゃいけないことなんでしょうけども、この保育標準時間に当たると、1カ月当たり275時間。そうすると、家に戻すことになる。その中で虐待とかDVがあった場合、いろいろ今、世間で騒がれていますよね。子供を死なせたり何だったり。こういう場合はどうするんですか。八丈の場合は、その保護施設がないんですけども、これ戻すの。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 虐待とかDV、事例によると思いますけれども、基本的にこの虐待・DVが起きた場合は、その内容によってはすぐそっちに移ります。

基本的に、子ども家庭支援センターで虐待・DVが起こった場合は、例えば保護者と引き離して、措置して、東京に送るということも考えられますので、その辺も含めて対応はして

いきます。

その程度にもよると思いますので、その辺もありまして、一応認定の基準としては、ここに書いてあるとおりで基本的には行いますが、その事例の内容によって、それなりに対応してまいりますので、心配はないと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これ対応が間違うと行政側の責任になると思うんです。その保育士さんの責任とか結構、何かあった場合たたかれると思うんだけども、そのところは、要望でいいんですけども、徹底してやってもらいたい。傷があつたりとか、顔を腫らしてきたりとかといったら、ちゃんと内部で調整するとか、警察に相談するとか、ぜひともこれは事故がないように、このところだけはお願いします。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 実際そういうことがありますと、向こうの児童相談所と連携もして、適切な対応を行ってまいります、警察も含めて。余りひどい場合は本当に警察ということも考えられますけれども、児童相談所等と協議しながら適切に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 課長、その児童相談所が役に今立っていないというか、事故が多過ぎるわ。だからいろいろなことが起きるわけよ。児童相談所とももちろん相談するのは構わないんだけども、何かあったら大変ですよと。そのところはちゃんとやってくださいよということ。これは要望で結構です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第23号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第24号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） ただいまの次でございます。

議案第24号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。子ども・子育て支援新制度において施設・事業所の類型ごとに運営基準等を定める条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

内容を説明いたします。

子ども・子育て支援制度では、特定教育・保育施設の設置者及び特定保育型保育事業の事業者は、市町村が定める運営の基準を守らなければならないとされております。教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育園を指し、地域型保育事業とは家庭的保育、小規模保育、あと居宅訪問型保育及び事業所内保育の各事業を指すことになっております。

町は現在、保育園しか対象となるものはございませんので、この基準に従って運営していくこととなります。

また、事業所からのもし申請があった場合には、この基準に従い、適切な運営を行っているか、給付の実施主体である町が確認をいたしまして、給付による財政支援の対象となるかどうかの判断をいたします。

運営の基準の中身としては、利用定員、利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理運営等に関する基準があり、これらを定める条例となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第12、議案第24号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第13、議案第25号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(笹本重喜君) また次のページでございます。

議案第25号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業等の類型ごとに運営基準等を定める条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

ということでございます。先ほど、運営に関する基準というのが24号でありましたが、その特定地域型保育事業になります。この家庭的保育事業等というのは、先ほど言いました家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育ということになりますけれども、このうち、認定こども園とか幼稚園とか保育園というのは、これは認可が町ではございませんので、ほかのこの家庭的保育事業等というのが、この認可自体が町におりてきます。このために、小規模保育事業は町の認可となっておりますので、きめ細かい保育を実施することが想定されていますので、その基準を定める条例を町として制定するということでござい

す。

定める項目といたしましては、職員数及び資格、処遇、設備及び面積等でございます。先ほどの24号では、その給付の対象となるかどうかを決めて、また認可は別で、この25号で町が認可する基準を定めるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第25号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第26号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） ただいまの次の議案でございます。

議案第26号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業の運営基準等を定める条例を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

この放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないという環境の児童に対しまして、小学校の空き教室を利用して、

適切な遊び場及び生活の場を与え、その健全育成を図るということでございます。

うちで行っております学童クラブ、とびっこですね、これがこの事業になります。とびっここの運営に関しましては、平成19年10月に放課後児童クラブガイドラインが策定されまして、このガイドラインに沿って運営してまいりましたけれども、これには法的な拘束力はありませんでした。子ども・子育て支援制度では、国が省令で定める基準に基づいて、市町村ごとに条例で基準を定めることとなっており、この条例を制定するものです。

この条例の中で国が示している基準として主なものを申しますと、今まで指導員と呼ばれていたものが支援員と呼び名が変更されまして、支援員は原則2名以上配置。うち1人は、都道府県の研修を受けた有資格者であることを求めています。これは来年度予算にも組んでおります。また、集団の規模は40人までとすることなどの基準を定めておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） この放課後児童支援員、2名以上置かなくちゃいけないんだけど、来年度の予算というんだけど、現在八丈町は何人いますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 各学校ごとに2人と、あと1人補助員が多分ついていると思います。

それで、人数が多いときとか、例えば夏休み等は、昨年度から八高生を、なかなか指導員がいらっしゃらないものですので、八高生を去年の夏に募集しまして、手伝っていただいております。

それで最初は、いろいろ指導法とか、本当に平気なのかという声もあったんですが、実際やってみると、なかなかやっぱり子供のことは子供が一番よく知っているのかなということで、すごく評判がよくて、これはまた続けていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 八高生、これさ……

○福祉健康課長（笹本重喜君） 指導員と別ですよ。

○10番（奥山博文君） 補助員というか……

○福祉健康課長（笹本重喜君） 補助員。

○10番（奥山博文君） 補助員のほう。この支援員の、じゃ、いい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第26号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、議案第27号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） それでは、ただいまの次のページをお願いいたします。

議案第27号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。町営中道団地I棟の建て替え、町営屋和川団地の用途廃止及び障害者基本法の改正等に伴い、条例を整備する必要があるので本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

まず、2条と6条なんですけれども、これは障害者関連法の改正に合わせて文言等の整備をするものでございます。

次に、第4条ですけれども、これは入居者の公募の方法に関する条項ですが、現在広報のほかに、町のホームページにおいても募集内容を掲載しておりますので、その他町民に周知できる方法という文言を加えて、現行の運用に合わせるものでございます。

最後に別表でございますが、これは町営住宅の一覧表になっております。4月から使用開始する中道団地I棟8戸を加えて、取り壊しました屋和川団地30戸を削除するものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第27号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、議案第28号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、次のページをよろしくお願ひします。

議案第28号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定める必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、平成27年度から29年度の第6期計画における保険料を定めるものです。

第5期計画では保険料を8段階で設定をしておりましたが、第6期計画では15段階に多段階化することで、基準額の大幅な上昇を抑え、保険料上昇の緩和を図っております。

なお、保険料は、段階ごとの月額に12月を掛け算出し、100円未満は端数処理をしております。

また、国の軽減強化対策については、第1段階は平成27年度から、第2、第3段階につきましては平成29年度から軽減を実施したいと考えてございます。第1段階の軽減強化実施につきましては、国の政令公布後になり、6月議会で改めて条例改正をする必要がございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第28号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第29号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 続きます、次のページお願いいたします。

議案第29号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に伴い、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号及び第2号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、八丈町における指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援の事業に関する基準に関する条例を制定したいので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

指定介護予防支援事業とは、地域包括支援センターで要支援1、2の認定を受けている方に対して行う介護予防ケアマネジメントをいいます。町では、社会福祉法人養和会に事業を委託しております。

今回の条例制定は、これまで厚生労働省令に規定されていた地域包括支援センターが実施する、包括的支援事業及び要支援認定者のケアプラン作成等の指定介護予防支援に関する基準について、市町村が条例で定めるとされたため、制定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） この説明の中にある地域の自主性及び自立性、この中にありますよね、次のページから。八丈町としては、どのような自主性を持って自立性があるのか、ほかの地域と、もし違いがあったら教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 町でもほかの地域と同様に人員を配置してやっているわけなんですけれども、町独自といいますと、こういう小さい島ですので、連携がとりやすいというのが一つの特徴だと思います。最近でも、介護、また医療との連携をするに当たって、この包括支援センターが中核的役割を担っているというのが、八丈町でも大きな特徴だ

と思っております。

(奥山(博)議員「わかりました」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第29号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第18、議案第30号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐(高野秀男君) それでは、また次のページをお願いいたします。

議案第30号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町指定介護予防支援等に関する条例の制定により文言を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

現在、地域密着型介護予防サービスを実施しているのは、認知症対応型通所介護施設2カ所になります。今回の改正は、先ほどの八丈町指定介護予防支援等に関する条例の制定、介

護保険法の改正により条例に明記されています文言を改めるために改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第30号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、議案第31号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、また次のページをお願いいたします。

議案第31号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に伴い、介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、八丈町における地域包括支援センターの運営基準を定める条例を制定したいので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、これまで厚生労働省令に規定されていた地域包括支援センターの職員等の基準について、市町村が条例で定めるとされたために制定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 第4条の、保健師その他これに準ずる者と、社会福祉士と、あと主任介護支援専門員ということで、そうすると、町が養和会に委託しているセンターには3名いるということではないんですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 今、包括支援センターのほうにいる職員につきましては、ここに該当する基準を満たしている方というのは、主任ケアマネジャー、ほかに看護師、あとケアマネジャーの方が3名いらっしゃいます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうすると、社会福祉士はいないということですね、それに準ずるものとしての今おっしゃった人員ということですね。わかりました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第31号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議案第32号 底土船客待合所八丈町交流施設設置条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの議案の次でございます。

議案第32号 底土船客待合所八丈町交流施設設置条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。底土船客待合所八丈町交流施設の開設に伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

条文の朗読を省略させていただきます、概略で説明をさせていただきます。

まず、第1条の目的でございますけれども、要約いたしますと、地域住民の交流、町民と島外住民の交流を促進し、地域の活性化等を図るとしております。

第2条でございますけれども、場所でございますけれども、新しく建ちました底土船客待合所の3階部分に八丈町交流施設というのを設置してございます。

3条のほうに具体的な内容を示してございまして、交流フロア、これが約27.5平米。厨房施設としまして22.5平米、合わせて50平米となっております。この厨房施設でございますけれども、中には冷凍冷蔵庫が1つ、調理実習台が1つ、流し台が2カ所となっております。

第4条といたしまして、事業でございますけれども、交流施設で実施する事業は、ここに記載のとおり4事業ございます。

まず、1つ目といたしまして、国内外、地域間及び世代間交流に関する事業。

2つ目といたしまして、研修及び集会の場を提供する事業。

3番目といたしまして、地場産品・特産品等の販売及び飲食物の販売に関する事業。

4といたしましては、その他の事業となっております。

5条、6条は省略いたします、次のページをお願いいたします。

7条に使用料を掲げてございまして、使用料につきましては無料としてございます。ただし書きがございまして、物品の販売、入場料を徴収する行事等、営利を目的として使用する

場合については、別表に定める使用料を徴収するという事で、右のページの別表をごらんいただきたいと思います。1時間当たり1,000円としてございます。

その他で、14条で委任条項を設けてございますけれども、ここにつきまして少し触れさせていただきます。

まず、開館時間でございますけれども、原則、船の時間帯を考慮いたしまして、混雑を避けるという意味から午前10時から午後9時までとしてございます。利用可能団体でございますけれども、町内を活動拠点とする団体としてございます。申請につきましては、利用する3カ月前から町の産業観光課のほうへ提出することにしてございます。これまでの利用の例としましては、マウイとの交流会を行いました。また、24時間チャレンジ太鼓、それから毎月1回行っております漁協女性部の朝市などがございました。使用料を徴収する例といたしましては、今のところ朝市等を想定しているというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） これ時間帯、原則として船が出航した後のことを言っているんだけど、船客待合所の3階にあるということで、普通はお客様というか、船に乗る人に対する交流もするべきだと思います。いろいろな意味で。

一番混んでいるとき、夏場、3階行っても結局何もありませんでしたと。普通、大体待合所というのは、売店があったり、ちょこっとしたものがあったり、ああいう場所というのはそういうものが当たり前だと思うんだけど、船が出た後じゃ全然意味がないと思うんだけど、そこいら辺はどうなのか。夏場の繁忙期というか、忙しいとき、お客さんがいっぱいあるときは、どこかの団体が、漁協の女性部なら女性部、農協の女性部なら女性部でも、何か土産物を販売するとか、飲食物を販売するとか、それぐらいあってもいいと思うんだけど、お客さんとの交流も必要だと思うんだけど、そこいら辺はどう思いますか。その船に乗る方との交流。帰る方というか、また来た人に対する交流も必要だと思うんだけど。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） そうですね。私どもも、これまで9月に完成しましてから、試行的に使用を認めてまいりました。その中で、そういった団体さんが見当たらなかったと

ということで、今のところは、原則としてということで10時からにしておりますけれども、それをやはり、サービス面で必要であるということで、そういう団体さんが出てきましたら、我々はこの時間帯等を見直していきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 9月からじゃないのは当たり前だよ。7月、8月が多いんだから。8月が多いわけ。そのときいろんな団体が、またそういう働きかけないとだめだと思うよ。あそこでちょこっと1時間ぐらい売店やってみませんかとか、産業祭で漁協の女性部が売っていたもの、農協の女性部が売っていたもの、商工会の女性部が売っていたもの、ああいうものを集約して、利益が出る出ないは別にして、そういう土産もあるんですよと、一般的な売店にないものもあるんですよと。空港に行けばあるわけですよ。

だけど、今、はまゆうさんが結構遠くなっちゃって、なかなか行かないんだよね。飲み物は買いに行くけれども、ビールとかそういうものは買いに行くけれども、船のレストランがあるととっても、ずっとあいているわけじゃないし。

だから、ぜひとも繁忙期のときの利用、またはそこ、団体じゃないと困る、個人だとなかなか難しいと思うので、いろいろのところ働きかけたほうがいいと思います。ぜひとも観光客のお客さんとの交流もこの場でやっていただきたいと。これは要望で。

○議長（土屋 博君） 要望でよろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 特にホテルの宿泊のお客さんなんかは、ホテルから直接港に送られると、途中で昼ご飯を買う時間もないわけで、ぜひそういう利用もやっていただけたらと思うんですが、大島とか神津島もやっぱり結構にぎわった船待で、もちろん船の発着の回数や利用時間帯が違うという差はありますけれども、あそこの仕組みはどういうふうになっていますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 他島もこういった交流施設を一緒にやっているという事例がございまして、私知っているところでは、三宅島の場合、大島の場合につきましては観光協会さんが大きな受け皿となってやっているということでございますので、そういった受け皿ができましたら、積極的に進めてまいりたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 先ほど、なかなか手を挙げるところがないとおっしゃったんですけれ

ども、やっぱり島内だと非常に難しいんでしょうか。やりたいという場所が。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

○8番（岩崎由美君） はい。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 出にくいというお話でしょうか。

どうお答えしていいのかですけれども、やはり我々もぜひそういう、本来であればそういった船のお客様とか、ぜひ提供できるようなサービスをしていただきたいという思いはございますけれども、やはり皆さんまとまっていただいて、そういったことをやりたいということで、ぜひご提案をいただきたいことだと思っております。

（岩崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第32号 底土船客待合所八丈町交流施設設置条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第21、議案第33号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（八洲 進君） それでは次のページをお願いいたします。

議案第33号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈プラザ公園整備工事の完了に伴い、町立公園の名称を追加するため、本案を提出いたします。

次ページをお願いいたします。

八丈町立公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1に、次のように加える。

八丈プラザ公園。東京都八丈島八丈町大賀郷1408番地3。

今現在、町立公園は3つございます。1つ目が底土海浜公園、2つ目は護神山公園、3つ目が南原スポーツ公園、これに4番目として八丈プラザ公園を追加するものでございます。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第33号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第22、議案第34号 八丈町貸切自動車条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは次のページ、お願いいたします。

議案第34号 八丈町貸切自動車条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。道路運送法第9条の2第2項に基づく一般旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令により、条例を整備する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町貸切自動車条例の全部を廃止とありますが、改正ということをお願いしたいと思えます。改正する。これにつきましては、国のほうからの指示によりまして、現在時間制運賃で料金のほうを頂戴しておりましたが、新しく時間、それからキロの併用制の運賃で料金をいただきなさいということで、それに基づいて全部を改正するものでございます。

これにつきましては、平成27年4月1日から施行をいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第34号 八丈町貸切自動車条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第23、議案第35号 八丈町給水条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 次のページをお願いいたします。

議案第35号 八丈町給水条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。水道事業事務効率化を図るため、八丈町給水条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

条項により定めております詳細のところを改正させていただきたいんですが、まずは消費税につきまして、100分の8を乗じたという形での表記ございましたが、これにつきましては、消費税及び地方消費税で定める消費税率を乗じて得た額という形に変更させていただきたいと思います。

それから、29条におきましては、休止をする場合6カ月という条件をつけておりましたが、それをなくし、最長で3年間という条件をつけたいと考えております。

それから、手数料につきましては、現在のところ給水停止措置に係る部分に関して、手数料等がございましたが、開栓をするときの手数料1件につき1,000円、それから今申し上げました休止、閉栓に係る手数料といたしまして、1件につき2,000円を徴収したいというふうに考えております。

この条例につきましては、周知期間を考慮いたしまして、平成27年10月1日から施行したいと考えております。

よろしく申し上げます。

（「1,000円じゃないだろう、1万円だろう。違うの。ちょっとそれ説明して」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） 今ちょっとお話がありましたが、給水装置工事指定手数料、第34条の手数料の指定手数料1件につき1万円というのは、これはもともと実は条例にございまして、次のページの第5項、給水停止措置に係る開栓をするときの手数料が1件につき1,000円ということでございます。

説明が至りませんでした。申しわけありませんでした。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第23、議案第35号 八丈町給水条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第24、議案第36号 八丈町新型インフルエンザ等対策本部条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) それでは、ただいまの次をお願いいたします。

議案第36号 八丈町新型インフルエンザ等対策本部条例。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、八丈町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本案を提出します。

ということで、次ページに条例があるわけなんですけれども、国が、例えば新型インフルエンザが爆発的に流行して、その新型インフルエンザの緊急事態宣言を発したときに、八丈町としても新型インフルエンザ等の対策本部を設置するということを条例で位置づけなさいという、そういったお話が来ました。そういったところでの条例ということになります。

なお、この対策本部の条例は大まかなことしか書いてありませんので、当然のごとく規則等で、本部長が町長であるとか、そういったところの文言が出てくるということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第36号 八丈町新型インフルエンザ等対策本部条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第25、議案第37号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第37号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。秋川衛生組合から、平成27年3月31日をもって解散することに伴い東京市町村公平委員会から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため本案を提出します。

ということで、この秋川の衛生組合さんというのは、あきる野市さんと日の出町と檜原村と奥多摩町でし尿処理の業務をやっていた一部事務組合さん、こちらが解散ということでの申し出によって、数を減少させるということと規約の変更ということでございます。

これは、東京都知事への届け出の日から施行ということで、4月1日から適用でお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第25、議案第37号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第26、議案第38号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第38号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方

公共団体の数を減少させ、東京都市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。秋川衛生組合から、平成27年3月31日をもって解散することに伴い東京都市町村職員退職手当組合から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村職員退職手当組合理約を変更する必要があるため、本案を提出します。

ということで、先ほどと同様の秋川衛生組合さんからの申し出になります。こちらの規約に関しては、今度東京都知事の許可のあった日からの施行で、適用が27年4月1日ということですので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第26、議案第38号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第27、議案第39号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまのまた次をお願いいたします。

議案第39号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。秋川衛生組合から、平成27年3月31日をもって解散することに伴い東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更する必要があるため、本案を提出します。

ということで、先ほどから同様ということでよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第27、議案第39号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（土屋 博君） 休憩。

時間は。

では、2時20分。休憩。

(午後 2時04分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時20分)

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第28、議案第40号 神湊港港湾区域内の公有水面埋立てについてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の12番をお願いいたします。

議案第40号 神湊港港湾区域内の公有水面埋立てについて。

上記議案を提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町三根地先公有水面埋立免許の出願に係る意見については、異議のない旨、神湊港港湾管理者東京都知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めます。

次のページでございます。

神湊港港湾区域内の公有水面埋め立てについてということでございますけれども、こちらにつきましても、東京都さんより意見を求められましたので、異議のない旨として回答したいと考えているところでございます。

埋め立ての計画の概要について説明をさせていただきますので、次のページをお願いいたします。

今回の埋め立て計画でございますけれども、就航率向上のために、港湾内の静穏度を上げるためのものがございます。上に写真がございまして、まず左側は現況ということでございます。ここの停泊している船の先の岸壁のところが黒く変色していることがおわかりかと思えます。ここの部分が、右側の外海から波が岸壁を越えて入ってくるということで、常にここがぬれている状況になっておりまして、黒く変色しているところでございます。ここの部分を右の写真のように荷さばき地等として整備するというのが、今回の計画の概要でございます。

事業期間につきましては、下の整備スケジュールをごらんいただきたいと思いますけれども、本議会通りでしたら、平成27年度から入りまして、平成35年までの9年間を予定してございます。なお、こちらの計画につきましては、漁業協同組合さんからは既に同意をいただいているということでございますので、この場で申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） この右の写真で、整備計画でやると、今度この黒く変色しているところの先に今度波が来ると思うんです。これをやれば、当たってそこへ多分波が来るようになると思うんだけど、そこら辺は平気なのかな。テトラとかそういうものをやれば、また別だろうけれども。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 詳しいことは、支庁の港湾課のほうから伺ってございせんけれども、現在船が泊まっているのは、この写真のとおり奥の部分でございまして、この荷さばき地等を整備することによりまして、かなり影響は少なくなるものと思っております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 技術的なところは多分わからないかもしれませんが、まずこれ、恐らくテトラをとってからケーソンを運んでくるタイプの工事を行うんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回の計画につきましては、こちらの右の写真をごらんいただきたいんですけども、およそこの赤いL字の部分、ここにケーソンを6個入れます。中を埋め立てていくというような形の工法を考えているところでございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ケーソンを運んできたり、そういう工事をする場合は、大概夏の海の安定する時期だと思うんですけども、やはり右側が観光地の利用する非常に人気の高い場所ですし、夏の透明度といたら非常に高く、みんなお客さん喜ぶわけなんですけど、夏の工事をここでやる場合、かなり濁りとか、いろんな安全面とか、そういう問題が生じる可能

性があると思うんですが、その辺の説明については、事業者、観光事業者については、どのように周知しますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） その辺につきましては、私どもが事業主体ではございませんけれども、支庁のほうにきちんと申し伝えたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それで、支庁さんをお願いしてほしいのは、よく支庁という小冊子が広報に入ってくるじゃないですか。よくいろんな町のお知らせも広報だけに入ってきて、見る人と見ない人と非常に多いわけですし、まず観光客は見ないわけですから、そういう意味で、きめ細かな周知の方法と、関係機関、水面利用協議会というものもあると思うので、そこでの説明とかもお願いしてほしいと思います。これは要望です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

○8番（岩崎由美君） はい。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） この岸壁に今、橘丸が停泊するわけですが、橘丸よりももっと大型客船もここへは停泊できるんですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 現在、大きい船といいますか、こちらに寄港されておりますばしふいっくびいなすとか、にっぽん丸とか、2万トンクラスのあれにつきましては、支庁のほうに確認しましたがけれども、やはり海の深さというんでしょうか、底が浅いために無理だということをお聞いております。また、もともとここが約5,000トンぐらいのクラスということですので、なかなか厳しいという状況があると思います。

しかしながら、今現状でおがさわら丸が寄港している。また、新しいおがさわら丸も1万トンぐらいになるというお話も聞いておりますので、その辺については、たしか前日、役場と支庁の幹事会があったんですけれども、1万トンクラスは大丈夫だろうと伺いました。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） せっかくこのようにしてお金を、予算を投じてつくる港ですから、大型客船が停泊できるように、ついでにはその喫水を深くすればいい話なんだろうが、そういうこともあわせて根本的な計画の練り直しといいますか、1万トンクラスなら大丈夫だというふうにするわけなんだけれども、それ以上の船の停泊も視野に入れて、ひとつ支庁と折衝

してください。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 財政課長、お願いなんですけれども、港湾のほうにぜひお願いして、支庁をお願いしていただきたいんですけれども、ここにテトラがありますよね。正月とお盆、ここに大きいクレーンがあって、中に迎えの車がなかなか行けないと。工事は休みで、そのときそのクレーンを毎年頼んでいるんですけども、頼まれて、移動してくれと。どうしても女性が迎えに行くと混雑をするので、運転どうのこうので結構苦情が出るので、夏場のお盆と正月の間、工事が休みのとき、クレーンをそのまま置きっ放しで休むときがあるらしいんですよ。それでよく頼んで自分は移動してもらっているんですけども、片づけてもらっているんですけども、ぜひとも港湾のほうから業者をお願いするように言ってください。休む場合はクレーンを隅へ寄せるとか、真ん中に置いておかないように。そこのところお願いするように。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長、答弁できるかどうか。

○企画財政課長（佐々木真理君） いただいたご要望につきましては、支庁に申し伝えたいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第28、議案第40号 神湊港港湾区域内の公有水面埋立てについては、原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第29、発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、10番、奥山博文君、ご登壇願います。

（10番 奥山博文君 登壇）

○10番（奥山博文君） 発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町議会議員 奥山博文。

賛成者、八丈町議会議員 沖山恵子、同 浅沼憲春、同 小川 一、同 山下 巧、同 山本忠志、同 山下 崇、同 岩崎由美、同 奥山幸子、同 山口英治、同 小澤一美、同 水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、条例を整理する必要があるので、本案を提出する。

八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

八丈町議会委員会条例（昭和32年八丈町条例第7号）一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番、どうぞ。

○7番（菊池睦男君） この条例は、教育委員会の制度の変更に伴う文言の整理ということだろうと思うんですが、一つ質問があるんですが、先ほど21号というのがありまして、これは提出者が町長だったんですよ。何でこの件に関しては、議員提出になっているのか、そのことを教えてください。

○議長（土屋 博君） 事務局長。

○議会事務局長（浅沼房徳君） 議会委員会条例は、議会で定めることになっておりまして、

町、町長が定めるものでは、提出するものではないということになっておりまして、その関係で議員提案という形で提出させていただいております。

(奥山(博)議員「ということです」の声あり)

○7番(菊池睦男君) よくわかりました。したがって、ここに私は提出者に名を列していないんですが、私はこの案件に対して賛成したいと思います。

したがって、議長、私は討論で賛成討論をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(土屋 博君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(菊池議員「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) これから討論を行います。

なお、討論1人1回の原則に基づき、発言は1人1回となりますので、ご留意願います。

まず本案に反対者の発言を許します。

反対者はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番。

○7番(菊池睦男君) それでは、私は本案に対して賛成の立場から討論に参加いたします。

過日の予算審議の中でも、私この教育委員会の変更に関する案件について質問いたしました。町長は、教育の中立性を守り独立性を尊重する、干渉は余りしたくないという旨を答弁いたしました。また、教育長も後ろ向きの教育行政は行わないという答弁がありました。その言やよし。私は、そういうような立場から、この案件に対して賛成するものです。

余りこういう内容にそぐう提案ではないわけなんだけれども、議長、私は最初提出賛成者になっておりませんでした。その後の変遷の経過を述べて、賛成討論にいたします。

○議長(土屋 博君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 大きい声で言ってくださいよ。

ご異議ないものと認め、日程第29、発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第30、発議第2号 「手話言語法(仮称)」の早期制定に関する意見書を上程いたします。

提出者、6番、山下 崇君、ご登壇願います。

(6番 山下 崇君 登壇)

○6番(山下 崇君) 発議第2号 「手話言語法(仮称)」の早期制定に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年3月3日、提出者、八丈町議会議員、山下 崇。

以下、賛成者は全ての議員となっていますので、省略いたします。

○議長(土屋 博君) いや、全員ですね。

○6番(山下 崇君) 全員。

(「だめだよ」の声あり)

○6番(山下 崇君) 言わないとだめですか。失礼しました。

賛成者、八丈町議会議員 沖山恵子、同 浅沼憲春、同 小川 一、同 山下 巧、同 山本忠志、同 菊池睦男、同 岩崎由美、同 奥山幸子、同 奥山博文、同 山口英治、同 小澤一美、同 水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

では、意見書を朗読いたします。

「手話言語法(仮称)」の早期制定に関する意見書。

手話は、聴覚障害者がコミュニケーションを取り、物事を考える際に使用され、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもので、日本語と同様に独自の語いや文法体系を持つ言語である。

平成18年12月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、言

語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されている。手話は言語として国際的に認知されており、我が国は平成26年1月に同条約を批准したところである。

また、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明記している。

同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く周知し、国民の理解を促進するとともに、聴覚障害者が、家族、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、八丈町議会は、国会及び政府に対し、手話に関する包括的な法律として「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月3日、八丈町議会議長、土屋 博。

内閣総理大臣殿、総務大臣殿、文部科学大臣殿、厚生労働大臣殿、衆議院議長殿、参議院議長殿。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

本案については、全員が提出者となっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第30、発議第2号 「手話言語法（仮称）」の早期制定に関する意見書は、原案どおり可決いたしました。

◎承認第1号の上程、承認

◎承認第2号の上程、承認

◎承認第3号の上程、承認

◎承認第4号の上程、承認

○議長（土屋 博君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第31、承認第1号から日程第34、承認第4号の議員派遣承認については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を
求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午後 2時43分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時47分)

○議長(土屋 博君) 日程第31、承認第1号 平成27年度東京都町村議会議員講演会に係る
議員の派遣については、全議員が派遣ということで決定します。

日程第32、承認第2号 平成27年度要望活動に係る議員の派遣については、6番、山下
崇君、11番、山口英治君と私を含め3名が派遣ということで決まります。

日程第33、承認第3号 小笠原親善訪問に係る議員派遣については、1番、沖山恵子君と
5番、山本忠志君の派遣をお願いいたします。

日程第34、承認第4号 平成27年度行政視察研修に係る議員の派遣については、研修視察
委員に一任することとし、緊急を要する議員の派遣については議長に一任し、定例会で報告
を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎散会の宣告

○議長(土屋 博君) 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

平成27年第一回八丈町議会定例会第4日目は散会いたします。

次の会議は、3月30日月曜日午前9時より開議いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時49分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月26日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 小 川 一